

毒物劇物営業者及び
業務上取扱者のための

読んで安心・安全!

毒物劇物の流出・漏洩等 の事故処理マニュアル

【マニュアルの構成】	ページ
①毒物劇物の流出、漏洩事故等の発生時の被害拡大防止のために	1
②毒物劇物の流出、漏洩事故等に対する協力体制について	2～3
③関係機関の業務について	4～5
④毒物劇物の流出、漏洩事故時の連絡、処理体制について	6～9
⑤毒物劇物の流出、漏洩事故時の応急措置体制について	10～11
⑥毒物劇物の流出、漏洩事故時の一般的措置方法について (盗難、紛失、漏洩、浸出、流出時の措置)	12～13
⑦毒物及び劇物取締法の取扱の手引きについて (資料編)	14～17
①県内で流通している主な毒物劇物の取扱に係る安全性情報	18～24
②大分県毒物劇物危機管理協力連絡会設置要綱等について	25～27
③毒物劇物の流出・漏洩等の事故発生時等の協力要領	28～38
④各ブロック会議(東部、中部、豊肥、南部、西部、北部)の 会則及び事故発生時の連絡、処理体制	39～62
⑤行政機関等連絡一覧	63～65

平成21年度改訂版

大分県毒物劇物危機管理協力連絡会

1 毒物劇物の流出、漏洩事故等の発生時の被害拡大防止のために

毒物劇物の流出、漏洩事故等の発生時において、除害措置を行う責任は、原則として事故が発生した事業者にある。

したがって、毒物劇物営業者及び業務上取扱者は、必要な事故処理剤、保護具等を整備し、事故発生時においては、自ら除害措置を行う必要がある。

しかしながら、毒物劇物を運搬するタンクローリー車による運搬途中における公道での流出、漏洩事故等や、地震等の大規模災害による毒物劇物貯蔵タンクの破壊等、当該事業者のみでは除害措置が十分に行えない場合も想定される。そのような場合においては、関係各行政機関、毒物劇物営業者及び業務上取扱者が相互に連携し、被災者の人命救助及び被害拡大の防止を図ることが重要である。

このため、平成18年度には県内の各種製造業者を対象に、毒物劇物の保管・貯蔵・運搬状況及び事故発生時の対応協力が可能な事業所などを把握する実態調査を行い、県内における自然災害を含めた毒物劇物の流出、漏洩等事故の発生時において、適切かつ迅速な除害措置が可能となるよう、行政機関、毒物劇物営業者、業務上取扱者及び県民それぞれにおける危機管理体制を確立し、毒物劇物に係る災害や事故から、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした「大分県毒物劇物危機管理行動計画」を策定した。

平成19年度からは平成20年度にかけて本行動計画に基づき、県内における毒物劇物に係る危機管理体制を実効性のあるものとするため、関係機関が協力して事故発生予防及び事故発生時の被害拡大防止を図るため必要な対策を協力して行うことを目的とし、大分県毒物劇物危機管理協力連絡会（以下「危機管理協力連絡会」という。）及び県下6ブロック（東部、中部、豊肥、南部、西部、北部）に大分県毒物劇物危機管理協力連絡会ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）を設置した。

本マニュアルは、自然災害を含めて、毒物劇物営業者及び業務上取扱者の事業所からの毒物劇物の流出、漏洩事故やタンクローリー車等による運搬途中における公道での流出、漏洩事故（以下「毒物劇物の流出、漏洩事故等」という。）の発生時において、適切かつ迅速な除害措置が可能となるよう、毒物劇物の取扱いに関する安全管理並びに事故時の措置の周知徹底を図るとともに、関係各行政機関、毒物劇物に対する事故処理剤や防護服を保有し、かつ事故発生時に提供協力が可能な事業者（以下「協力事業者」という。）が被害拡大防止を図るための必要な対策を協力して行い、もって毒物劇物による保健衛生上の危害を最小限にとどめることを目的としている。

2 毒物劇物の流出、漏洩事故等に対する協力体制について

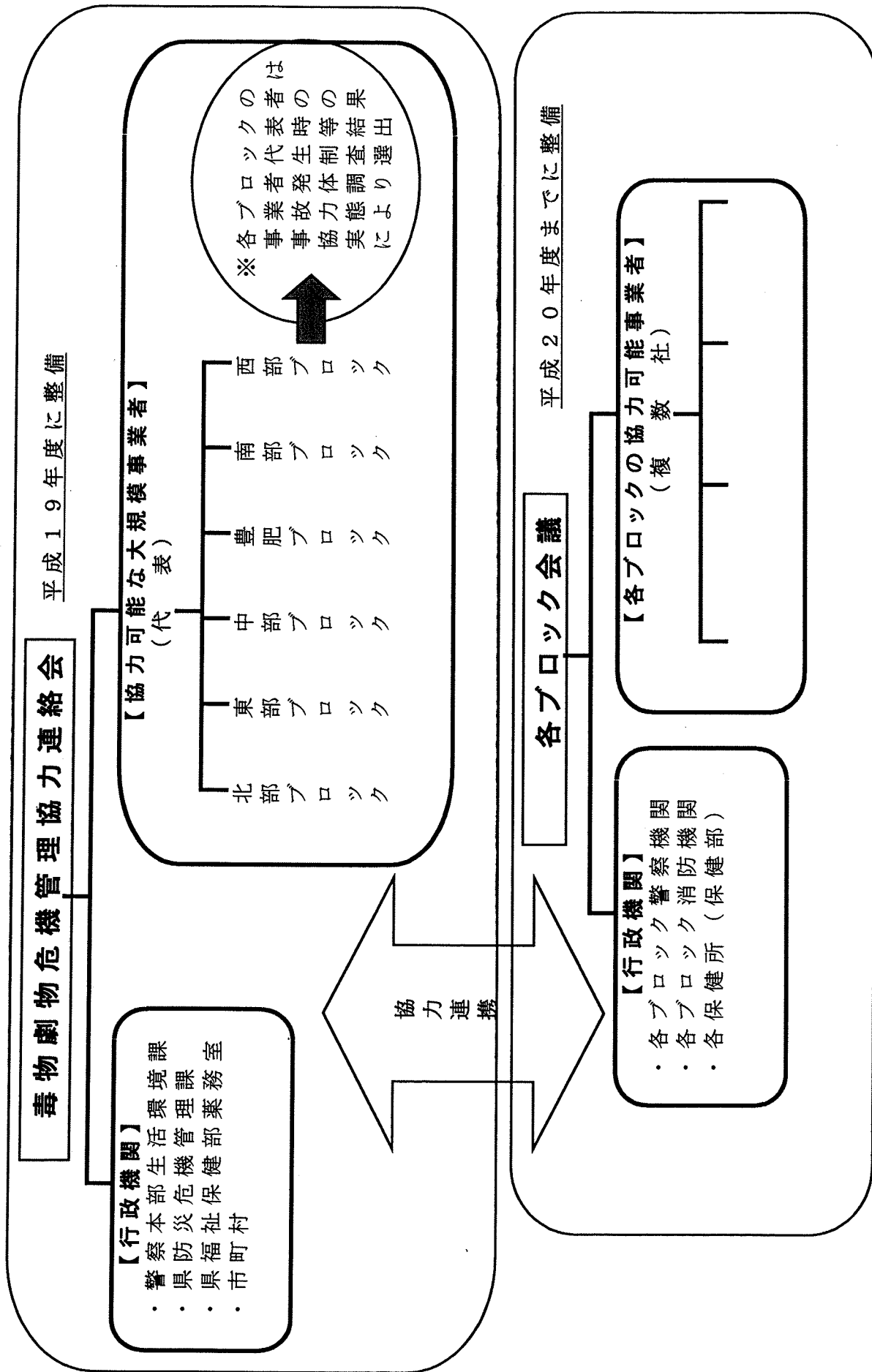
- (1) 関係機関との平常時及び事故発生時の協力事項については、危機管理協力連絡会で別に定めているが、本マニュアルは、事故発生時において、適切かつ迅速な除害措置が可能となるよう、県内を6ブロックに分け、毒物劇物の流出、漏洩事故等に対する連絡体制及び応急措置を明確にしている。
- (2) 本マニュアルは、定期的に検討を行い、改正の必要が生じた時には、これを補完し、修正するものである。

【危機管理協力連絡会の構成図】 <次ページ参照>

【ブロックの名称等】

ブロックの名称	事務局	地域
東部	◎東部保健所 東部保健所国東保健部	別府市 国東市、姫島村 杵築市 日出町
中部	◎薬務室 中部保健所 中部保健所由布保健部	大分市 臼杵市 津久見市 由布市
豊肥	◎豊肥保健所	豊後大野市 竹田市
南部	◎南部保健所	佐伯市
西部	◎西部保健所	日田市 九重町 玖珠町
北部	◎北部保健所 北部保健所豊後高田保健部	中津市 宇佐市 豊後高田市

毒物劇物危機管理協力連絡会及びブロック会議の構成図



3 関係機関の業務について

(1) 事故発生事業者（毒物劇物営業者、業務上取扱者）

- ア 事故発生時の関係機関への届出に関する事。
- イ 事故発生時の応急措置及び事故処理に関する事。
- ウ 事故による資材等の消耗に伴う補充、修理等の費用の負担に関する事。

(2) 協力事業者

- ア 事故処理に関する物資及び資材の備蓄、整備に関する事。
- イ 事故発生時の物資及び資材及び毒物劇物処理方法等の検討のための専門的知識の提供に関する事。

(3) 薬務室、各保健所（保健部）（大分市保健所を除く）

- ア 事故処理に関する物資及び資材の備蓄、整備の把握に関する事。
- イ 事故現場及び現場周辺の被害状況等実態の把握に関する事。
- ウ 事故における関係機関との調整に関する事。
- エ 通常時における協力事業者への協力要請に関する事。
- オ 薬務室長が住民への健康被害の発生が予想されると判断した場合の対策本部の設置に関する事。
- カ 事故発生時の毒物劇物の処理方法の検討に関する事。
- キ 県防災危機管理課が行う報道対応の補佐に関する事。（毒物劇物に係ることに限る）
- ク 毒物劇物危機管理システムによる情報検索及び情報提供に関する事。
- ケ 関係機関との連絡体制の構築に関する事。

(4) 県警察本部生活安全部生活環境課、各警察署

- ア 毒物劇物の流出、漏洩事故（疑いを含む）を探知した場合の県生活環境部防災危機管理課及び薬務室（保健所・保健部）への通報に関する事。
- イ 事故現場及び現場周辺の被害状況等実態の把握に関する事。
- ウ 事故現場及び現場周辺の交通規制、避難誘導に関する事。
- エ 緊急時における協力事業者への協力要請に関する事。
- オ 毒物劇物危機管理システムによる情報検索に関する事。
- カ 関係機関との連絡体制の構築に関する事。

(5) 県生活環境部防災危機管理課

- ア 毒物劇物の流出、漏洩事故（疑いを含む）を探知した場合の県警察本部生活安全部生活環境課（各警察署）及び市町村（防災担当課等）への通報に関する事。
- イ 事故現場及び現場周辺の被害状況等実態の把握に関する事。
- ウ 事故における情報管理と県関係行政機関への情報提供に関する事。
- エ 事故における報道対応に関する事。
- オ 毒物劇物危機管理システムによる情報検索に関する事。
- カ 関係機関との連絡体制の構築に関する事。

(6) 市町村（防災担当課等）の業務

- ア 毒物劇物の流出、漏洩事故（疑いを含む）を探知した場合の県生活環境部防災危機管理課への通報に関する事。
- イ 事故現場及び現場周辺の被害状況等実態の把握に関する事。
- ウ 住民の生命・身体に危険が及ぶと判断したときは、その地域の住民に対して、次のような避難措置を講ずる。
また、その際には、避難すべき理由、避難の経路及び避難先等を明らかにする。
①事前避難（勧告）②緊急避難（指示）③警戒区域の設定
- エ ウの避難措置については、各市町村で定める地域防災計画あるいは国民保護計画に準ずる。
- オ 関係機関との連絡体制の構築に関する事。

(7) 大分市保健所

- ア 事故処理に関する物資及び資材の備蓄、整備の把握に関する事。
- イ 事故現場及び現場周辺の被害状況等実態の把握に関する事。
- ウ 事故発生時の毒物劇物の処理方法の検討に関する事。
- エ 県防災危機管理課が行う報道対応の補佐に関する事。（毒物劇物に係ることに限る）
- オ 関係機関との連絡体制の構築に関する事。

(8) 消防局・各消防本部

- ア 毒物劇物の流出、漏洩事故（疑いを含む）を探知した場合の薬務室（保健所・保健部）及び市町村への通報に関する事。
- イ 事故現場及び現場周辺の被害状況等実態の把握に関する事。
- ウ 事故現場及び現場周辺の火災の防御等の応急措置、負傷者の救出救護に関する事。
- エ 緊急時における協力事業者への協力要請に関する事。
- オ 関係機関との連絡体制の構築に関する事。

4 毒物劇物の流出、漏洩事故時の連絡、処理体制について

(1) 事故を起こした事業者は、次の連絡系統図により速やかに連絡し、的確な事故処理を行うこと。

ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の事業所からの毒物劇物の流出、漏洩事故

< P 7 参照 >

イ タンクローリー車等による運搬途中における公道での流出、漏洩事故

< P 8 参照 >

(2) 連絡すべき事項

ア 事故を起こした事業所は、次の事項について連絡すること。

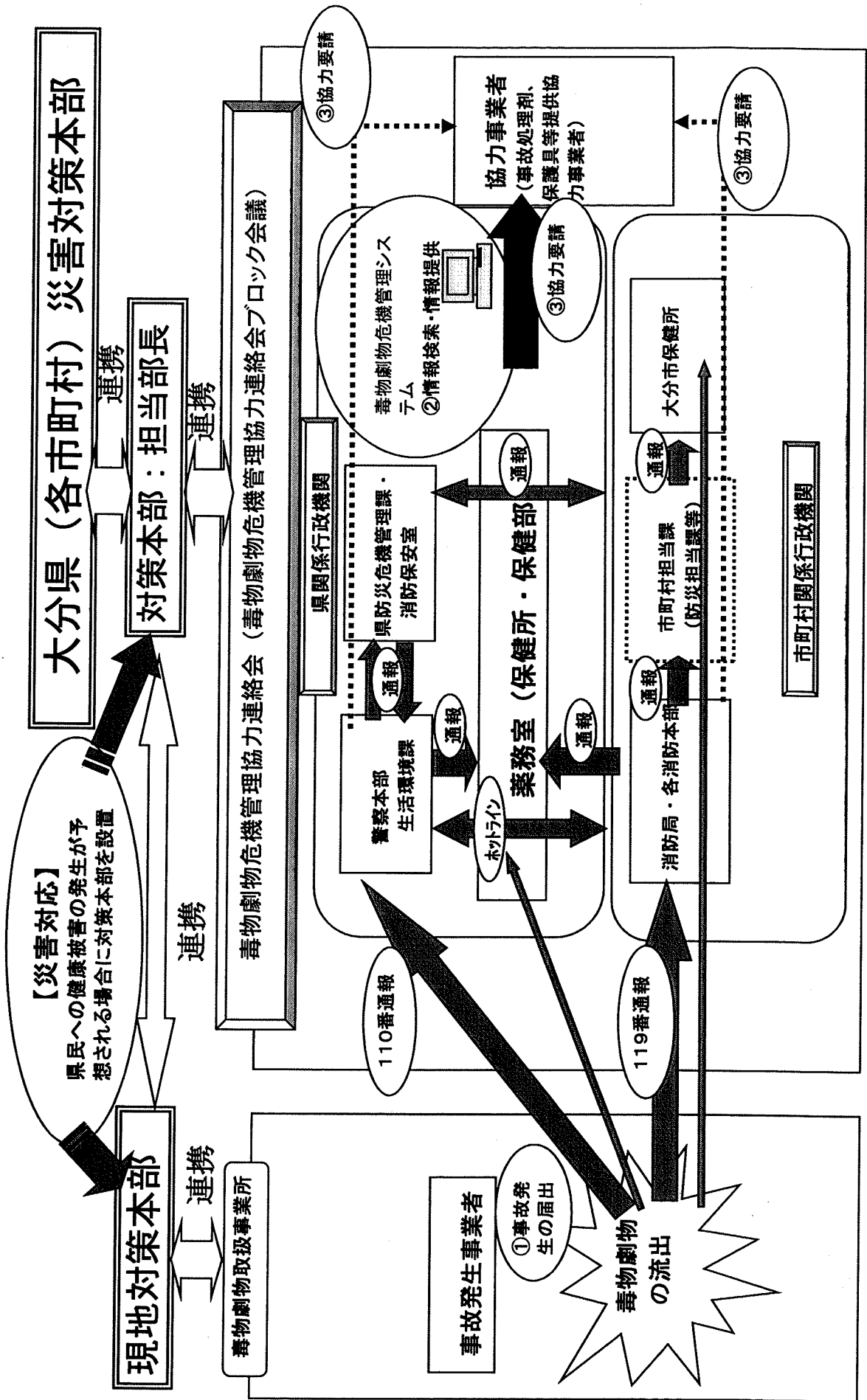
①事故発生時間及び場所

②事故の状況（毒物劇物の漏洩の有無、被害状況等）

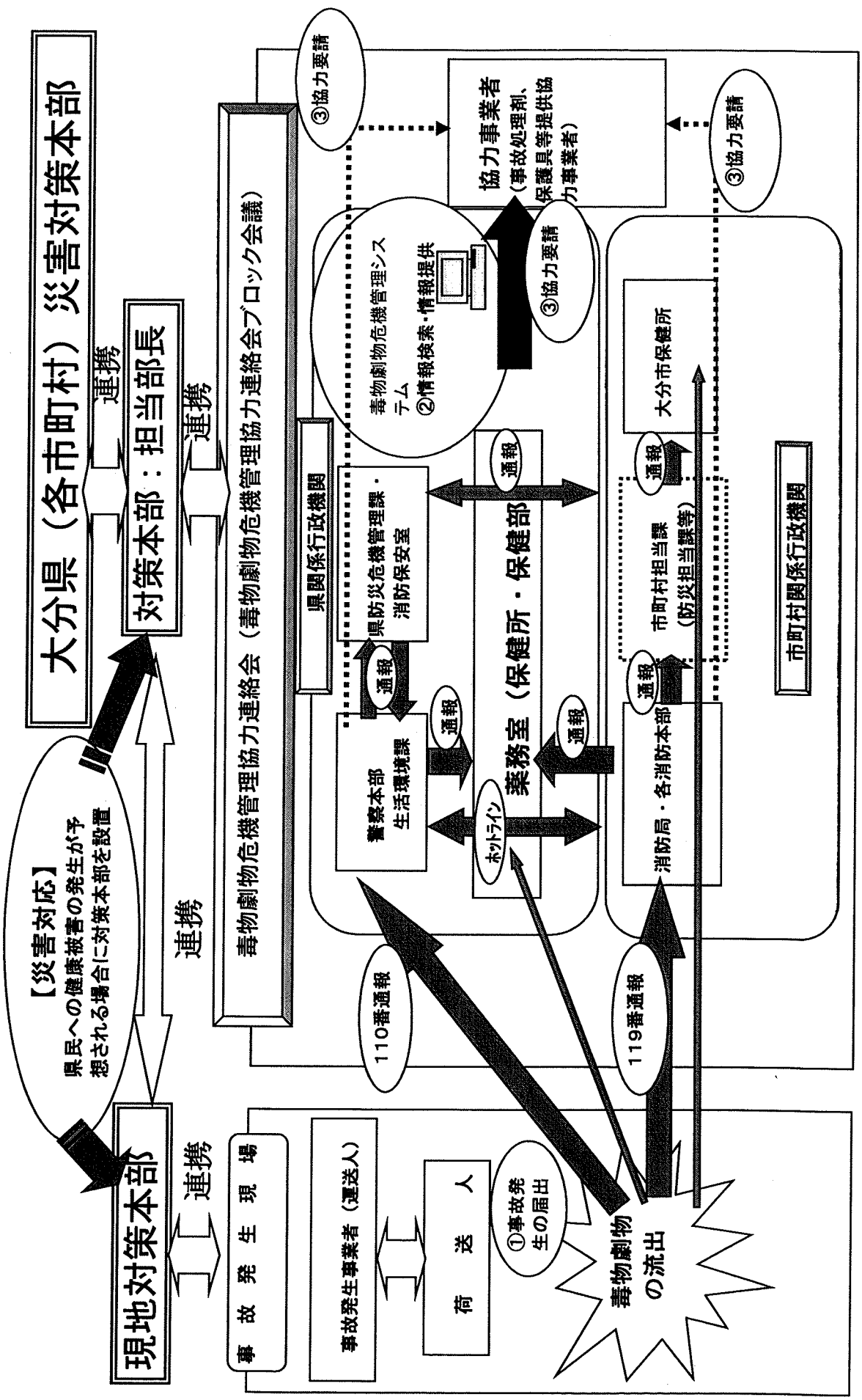
イ 通報を受けた行政機関は、別紙様式1により、受理し、関係機関に情報提供すること。

なお、情報提供の際には、可能な限り毒物劇物に係るMSDS（化学物質安全データシート）を提供する。（追加）

了 毒物劇物事業者及び業務上取扱者の事業所からの毒物劇物の流出、漏洩事故



イ タンクローリー車等による運搬途中における公道での毒物劇物の流出、漏洩事故



毒物劇物に係る事故通報受・発信簿

発信日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分				
通 報 者	所 属		受 信 者	所 属	
	氏 名			氏 名	
	連絡先 (TEL)			連絡先 (TEL)	
事 故 発生場所	①事業所内で発生した場合 ----- 事業所名： 住 所：		事 故 発生日時	平成 年	
	②運搬途中における公道で 発生した場合 ----- 発生住所： (道路名) <input type="checkbox"/> 大分自動車道 <input type="checkbox"/> 国 道 上り <input type="checkbox"/> 県 道 号線 ・ <input type="checkbox"/> その他 下り			午前・午後	
現在の状況	(流出又は漏洩した物質名、被害状況等を記載すること)				
そ の 他					

5 毒物劇物の流出、漏洩事故時の応急措置体制について

(1) 事故発生事業者の講ずべき措置

ア 事故発生事業者

- ①事故の状況を管轄の警察署又は消防機関に直ちに届け出ること。
この際、自らの応急措置が不可能な場合は協力要請も同時に行うこと。
なお、事故の詳細事項については、薬務室及び管轄保健所に届け出ること。
- ②タンクローリー車等による運搬途中における公道での流出、漏えい事故の場合は、荷送人に事故の状況を報告すること。
- ③被害を最小限にとどめるために必要な応急措置を講ずること。

イ 荷送人

- ①被害を最小限にとどめるために必要な応急措置を運送人に指示すること。

(2) 協力事業者の講ずべき措置

- ①行政関係機関からの協力要請があった場合は、協力活動に努めること。
- ②自社のみで資材等を運搬できない場合は、近隣の他の協力事業者と協力して対応するよう努めること。
- ③事故現場では関係行政機関の指示に従うこと。
- ④協力活動が終了次第、提供した資材等の種類、量及び協力者数等について、行政機関（原則として薬務室）に報告すること。

(3) 関係行政機関の講ずべき措置

ア 薬務室、保健所（保健部）（大分市保健所を除く）

- ①事故現場及び現場周辺の被害状況等を把握すること。
- ②事故現場において関係機関との調整を行うこと。
- ③行政関係機関と協議の上、必要に応じて協力事業者への協力要請を行うこと。
- ④事故発生時に毒物劇物の処理方法の検討を行うこと。
- ⑤住民への健康被害の発生が予想されると判断した場合に対策本部の設置を検討すること。
- ⑥毒物劇物危機管理システムにより情報検索及び情報提供を行うこと。

イ 県警察本部生活安全部生活環境課、警察署

- ①事故現場及び現場周辺の被害状況等を把握すること。
- ②事故現場及び現場周辺の交通規制、避難誘導を行うこと。
- ③緊急時に必要に応じて協力事業者への協力要請を行うこと。

ウ 生活環境部防災危機管理課

- ①事故現場及び現場周辺の被害状況等を把握すること。
- ②事故における情報管理と県関係行政機関への情報提供を行うこと。

③事故における報道対応を行うこと。

エ 市町村（防災担当課等）

①事故現場及び現場周辺の被害状況等実態の把握に関すること。

②事故における情報管理と市町村関係行政機関への情報提供を行うこと。

③住民の生命・身体に危険が及ぶと判断したときは、その地域の住民に対して、次のような避難措置を講ずること。

また、その際には、避難すべき理由、避難の経路及び避難先等を明らかにすること。

①事前避難（勧告）②緊急避難（指示）③警戒区域の設定

オ 大分市保健所

①事故現場及び現場周辺の被害状況等を把握すること。

②事故発生時に毒物劇物の処理方法の検討を行うこと。

カ 消防局・各消防本部

①事故現場及び現場周辺の被害状況等を把握すること。

②事故現場及び現場周辺の火災の防御等の応急措置、負傷者の救出救護を行うこと。

③緊急時に必要に応じて協力事業者への協力要請を行うこと。

6 毒物劇物の流出、漏洩事故時の一般的措置方法について (盗難、紛失、漏洩、浸出、流出時の措置)

(1) 漏洩時の一般的措置方法

- ア 風下の人に知らせ避難させる。
- イ 漏洩した場所の周辺には、ロープを張るなどして人の立入を禁止する。
- ウ 漏洩した毒物劇物が更に拡散するのを防ぐ処置を施すこと。
(例：土砂等で囲う、中和剤等を散布する、中和した後に多量の水で洗い流す)
- エ 中和剤等で処理したものを河川などに流出しないように注意する。

(2) 作業上の注意

- ア 保護具、保護衣を着用する。
- イ 風下で作業しない。

(3) 中毒者に対する一般的措置方法（医師の手当を受けるまでの措置）

- ア 何らかの症状が現れているなら、早急に医療機関を受診することが必要である。
- イ 受診の際には、毒劇物の種類、量、経路を伝えることが重要である。
- ウ 原因物質や摂取量を、周囲に残された瓶や空き箱など周囲の状況から特定するよう努めること。
- エ 医師や救急隊が到着するまでの間に応急措置を施す場合は、下記のとおり実施すること。

■吸入した場合

- ・直ちに患者を毛布等にくるんで安静にさせ、新鮮な空気のある場所に移し、速やかに医師の手当てを受けること。

■目に入った場合

- ・水等で十分洗い流すこと。

■皮膚に付いたとき

- ・毒物劇物の付いた着衣はすぐに脱がせ、石けんを使って皮膚を十分に水で洗い流すこと。

■意識がないとき

- ・吐いた物がのどにつまらないように、左側を下にした横向きの姿勢（昏睡体位）をとらせ、下あごを前に出し、気道を確保すること。

■呼吸が止まっているとき

- ・人工呼吸法を熟知しているならば、直ちに実施すること。但し、中毒者の口の周りや、身体の中には毒物が含まれています。2次中毒に注意し、中毒者の呼気を吸いこまないようにすること。また、他の人に、あなたが中毒になった場合の対処を頼んでおくこと。

- 毒物劇物の作用や治療方法に関する情報が必要な場合は下記の中毒110番に問い合わせること。

◎ 一般市民専用電話（情報提供料：無料）

大阪 072-727-2499 365日 24時間

つくば 029-852-9999 365日 9時～21時

◎ 医療機関専用有料電話（情報提供料：1件につき2,000円）

大阪 072-726-9923 365日 24時間

つくば 029-851-9999 365日 9時～21時

7 毒物及び劇物取締法の取扱いの手引きについて

毒物及び劇物取締法の取扱いの概要については下記のとおりです。

項 目	法条文	要 点	規制対象者
譲渡手続	法 14 条	<p>1. 毒物劇物営業者に譲渡する場合は、次の事項を書面に記載し保存すること。</p> <p>【5年間保存】</p> <p>(1) 毒物又は劇物の名称及び数量</p> <p>(2) 販売又は授与の年月日</p> <p>(3) 譲受人の氏名、職業及び住所(法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地)</p> <p>2. 毒物劇物営業者以外に販売する時は、1.の事項並びに使用目的を記載し、押印した書面の提出を受けること。</p> <p>【5年間保存】</p>	毒物劇物営業者 特定毒物研究者
交付の制限	法 15 条 1 項	<p>1 8 歳に満たない者及び取扱いに不安のある者等へは、交付してはならない。</p> <p>(交付を受ける者が代理人である場合も同様)</p>	毒物劇物営業者
爆発性等のある毒劇物の販売	<p>法 3 条の 4</p> <p>法 15 条 2 ～ 4 項</p> <p>法 24 条の 4</p> <p>令 32 条の 3</p> <p>規則 12 条の 2 の 6</p> <p>規則 12 条の 3</p>	<p>1. 塩素酸塩類・ナトリウム等の販売に際しては、相手の住所・氏名を確認したうえで販売すること。</p> <p>2. 確認事項(名称、交付年月日、譲受人の住所・氏名)は、帳簿に記録すること。</p> <p>【5年間保存】</p>	一般国民
興奮、幻覚・麻酔の作用を有するシンナー等の取扱い	<p>法 3 条の 3</p> <p>法 24 条の 3</p> <p>令 32 条の 2</p>	<p>みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持することを知りつつ、シンナー等を販売してはならない</p>	一般国民
保管管理	<p>法 11 条</p> <p>法 12 条</p> <p>令 38 条</p> <p>規則 4 条の 4</p> <p>規則 11 条の 4</p>	<p>1. 毒物劇物は他の物と区分して貯蔵・陳列しなければならない。</p> <p>2. 店舗において事故、盗難等ないように注意する。(施錠のできる専用の保管庫で保管すること)</p> <p>3. 保管庫には「医薬用外毒物劇物」の表示を行う。</p>	<p>毒物劇物営業者</p> <p>特定毒物研究者</p> <p>要届出業務上取扱者</p> <p>非届出業務上取扱者</p>

項 目	法条文	要 点	規制対象者
保管管理	法 11 条 法 12 条 令 38 条 規則 4 条の 4 規則 11 条の 4	4. 毒物劇物又は施行令 38 条に規定する物が所外へ飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は施設の地下へしみ込むことのないよう措置を講ずる。 5. 運搬時において、毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出ることのないよう措置を講ずる。	毒物劇物営業者 特定毒物研究者 要届出業務上取扱者 非届出業務上取扱者
表示	法 12 条 規則 11 条の 5 規則 11 条の 6	<容器及び被包の表示事項> 1. 毒物：医薬用外＋毒物(赤地に白文字) 劇物：医薬用外＋劇物(白地に赤文字) 2. 毒物又は劇物の名称 3. 毒物又は劇物の成分及び含量 4. 製造(輸入)業者の住所及び氏名(法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地) 5. その他、必要事項	毒物劇物営業者 特定毒物研究者 要届出業務上取扱者 非届出業務上取扱者
着色	法 13 条 令 39 条 規則 12 条	<特定の用途に供せられる毒物又は劇物の販売の際の着色> 農業用毒物劇物	毒物劇物営業者
廃棄	法 15 条の 2 令 38 条 令 40 条	毒物劇物又は施行令 38 条に規定する物は、施行令 40 条に定める方法に従わなければ廃棄してはならない。 ①中和、加水分解、酸化、還元、希釈、その他の方法 ②少量ずつ放出または揮発(ガス体、揮発性) ③少量ずつ燃焼(可燃性) ④地中に埋めるまたは海水中に沈める等	毒物劇物営業者 特定毒物研究者 要届出業務上取扱者 非届出業務上取扱者 一般国民
事故時の措置	法 16 条の 2	1. 不特定又は多数の人に保健衛生上の危害が生じる恐れのある時は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防機関に届け出、危害防止のため必要な応急措置を講じなければならない。 2. 毒物又は劇物が盗難又は紛失した時は、直ちにその旨を警察署に届け出ること。	毒物劇物営業者 特定毒物研究者 要届出業務上取扱者 非届出業務上取扱者
運搬 (荷送り人の通知義務等)	法 11 条 3 項 法 16 条 令 40 条の 2 ～ 40 条の 7	1. 運搬時は、毒物劇物が飛散・漏れ・流れ出・しみ出ることを防ぐための措置を講じること。	鉄道、車両で毒物劇物を運搬する者

項 目	法条文	要 点	規制対象者
運搬 (荷送り人の 通知義務等)	規則 13 条の 2 ～ 13 条の 8	2. 1 回につき 1 トン以上の毒物劇物の運搬を他に依頼する場合は、あらかじめ運送人に下記の内容を記載した書面を交付すること。 1. 毒物劇物の名称 / 2. 成分 / 3. 含量 / 4. 数量 / 5. 事故の際の応急措置方法	鉄道、車両で毒物劇物を運搬する者
情報提供	令 40 条の 9 規則 13 条の 9、10	1. 毒物劇物営業業者及び特定毒物研究者は、毒物劇物を販売又は授与するときまでに、譲受人に対し下記の内容の情報を提供しなければならない。 ア. 情報提供者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地) イ. 毒物又は劇物の別 ウ. 名称並びに成分及びその含量 エ. 応急措置 オ. 火災時の措置 カ. 漏出時の措置 キ. 取扱い及び保管上の注意 ク. 暴露の防止及び保護のための措置 ケ. 物理的及び化学的性質 コ. 安全性及び反応性 サ. 毒性に関する情報 シ. 廃棄上の注意 ス. 輸送上の注意 ア. について、販売業者は製造・輸入業者の作成した「情報」を使用する場合は、販売業者の氏名及び住所を表示すること。 但し、以下に該当する場合、情報提供の必要はない。 a. 同一人に対し同一の毒物劇物を継続反復して販売授与する場合で、情報に変更が認められない場合。 b. 1 回につき、200 m g 以下の劇物を販売、授与する場合。 c. 下記 (ア) (イ) に該当する物を主として生活のために使用する一般消費者に販売、授与する場合 (販売業者に販売・授与する際は情報提供が必要) (ア) 塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる	毒物劇物営業業者 特定毒物研究者

項 目	法条文	要 点	規制対象者
情報提供	令 40 条の 9 規則 13 条の 9、10	<p>劇物（住宅用の洗剤で液体状の物に限る）</p> <p>（イ）ジメチルー 2，2-ジクロルビニルホスフェイト（別名 DDVP）を含有する製剤（衣料用の防虫剤に限る）</p> <p>2. 上記の内容に変更が生じたときは、変更後の情報を速やかに提供するように努めなければならない。</p> <p>3. 情報提供の方法は以下の方法によって、邦文にて行われなければならない。</p> <p>ア. 文書の交付(情報冊子を含む)</p> <p>イ. 磁気ディスクの交付等の方法（例：ファクシミリ装置を用いた送信）で、譲受人が承諾したもの。</p> <p>イ. の方法にはインターネットで閲覧できるホームページが含まれる。この場合は譲受人の承諾を受けるとともに、当該ホームページのアドレスを通知すること。</p>	
*法：毒物	劇物取締	令：同施行令、規則：同施行規則	

資料編：①県内で流通している主な毒物劇物の取扱に係る安全性情報

水酸化ナトリウム水溶液

別名：苛性ソーダ水溶液

NaOH a q

劇物（水酸化ナトリウムを含有する製剤。5%を超えるもの）

【性状】黄無色又は灰色の液体でにおいはない。濃度、温度により固化することがある。

強アルカリ性で腐食性が強い。不燃性。

【措置】

(1) 漏 え い 時

極めて腐食性が強いので、作業の際には必ず保護具を着用する。必要があれば漏えいした場所の周辺にはロープを張るなどして人の立入りを禁止する。

(少量) 漏えいした液は多量の水を用いて十分に希釈して洗い流す。

(多量) 漏えいした液は土砂等でその流れを止め、土砂等に吸着させるか、又は安全な場所に導いて多量の水をかけて洗い流す。必要があれば更に中和し、多量の水を用いて洗い流す。この場合、濃厚な廃液が河川等に排出されないよう注意する。

(2) 出 火 時

(周辺火災の場合)

速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能の場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。

(3) 暴 露・接 触 時

○人体に対する影響

- ・吸入した場合：微粒子やミストを吸入すると鼻、のど、気管支、肺を刺激する。
- ・皮膚に触れた場合：皮膚が激しく腐食される。
- ・眼に入った場合：結膜や角膜が激しく侵され、失明する危険性が高い。

○救急方法

- ・吸入した場合：直ちに患者を毛布等にくるんで安静にさせ、新鮮な空気のある場所に移し、できれば酸素吸入を行う。速やかに医師の手当てを受ける。
- ・皮膚に触れた場合：直ちに付着又は接触部を多量の水で十分に洗い流す。汚染された衣服やくつは速やかに脱がせる。速やかに医師の手当てを受ける。
- ・眼に入った場合：直ちに多量の水で15分間以上洗い流し、速やかに医師の手当てを受ける。

(4) 注 意 事 項

苛性ソーダ水溶液は爆発性でも引火性でもないが、アルミニウム、すず、亜鉛などの金属を腐食して水素ガスを発生し、これが空気と混合して引火爆発することがある。

(5) 保 護 具

保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、保護眼鏡

硫 酸

別名：H₂SO₄

劇物（硫酸及びこれを含有する製剤。10%を超えるもの）

【性状】 無色無臭、油状の液体。濃硫酸は水と接触して激しく発熱する。

【措置】

(1) 漏 え い 時

漏えいした場所の周辺には、ロープを張るなどして人の立入りを禁止する。作業の際には必ず保護具を着用する。

(少量) 漏えいした液は土砂等に吸着させて取り除くかまたは、ある程度水で徐々に希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。

(多量) 漏えいした液は土砂等でその流れを止め、これに吸着させるか、又は安全な場所に導いて、遠くから徐々に注水してある程度希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。この場合、濃厚な廃液が河川等に排出されないよう注意する。

(2) 出 火 時

(周辺火災の場合)

速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能の場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。

(3) 暴 露・接 触 時

○人体に対する影響

- ・皮膚に触れた場合：激しいやけど（薬傷）を起こす。
- ・眼に入った場合：粘膜を激しく刺激し、失明することがある。

○救急方法

- ・眼や皮膚に付着した場合：直ちに付着又は接触部を多量の水で15分間以上洗い流す。汚染された衣服やくつは速やかに脱がせる。速やかに医師の手当てを受ける。

(4) 注 意 事 項

- ・可燃物、有機物と接触させない。
- ・水と急激に接触すると多量の熱を発生し酸が飛散することがある。
- ・水で薄めて生じた希硫酸は、各種の金属を腐食して水素ガスを発生し、これが空気と混合して引火爆発することがある。
- ・直接中和剤を散布すると発熱し、酸が飛散することがある。

(5) 保 護 具

保護手袋（ゴム）、保護長ぐつ（ゴム）、保護衣（ゴム）、保護眼鏡

キシレン

別名：キシロール
 $C_6H_4(CH_3)_2$
 劇物：(キシレン)

【性状】 無色透明の液体で芳香がある。蒸気は空気より重く引火しやすい。

	o-	m-	p-
引火点	32℃	27℃	27℃
爆発範囲	1.0～6.0%	1.1～7.0%	1.1～7.0%
沸点	144.41℃	139.10℃	138.35℃
比重	0.880	0.864	0.861
凝固点	-25.18℃	-47.89℃	13.26℃

水にほとんど溶けない。一般には混合キシレンが多い。

【措置】

(1) 漏 え い 時

風下の人を退避させる。漏えいした場所の周辺にはロープを張るなどして人の立入りを禁止する。付近の着火源となるものを速やかに取り除く。作業の際は必ず保護具を着用する。風下で作業をしない。

(少量) 漏えいした液は、土砂等に吸着させて空容器に回収する。

(多量) 漏えいした液は、土砂等でその流れを止め、安全な場所に導き、液の表面を泡でおおい、できるだけ空容器に回収する。

(2) 出 火 時

(周辺火災の場合)

速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能の場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。

(着火した場合)

初期の火災には、粉末、二酸化炭素、乾燥砂等を用いる。大規模火災の際には、泡消火剤等を用いて空気をしゃ断することが有効である。爆発のおそれがあるときは付近の住民を退避させる。消火作業の際には必ず保護具を着用する。

(消火剤)

粉末、二酸化炭素、乾燥砂、泡

(3) 暴 露 ・ 接 触 時

○人体に対する影響

- ・ 吸入した場合：はじめに短時間の興奮期を経て、深い麻酔状態に陥ることがある。
- ・ 皮膚に触れた場合：皮膚を刺激し、皮膚からも吸収され、吸入した場合と同様の中毒症状を起こすことがある。
- ・ 眼に入った場合：粘膜を刺激して炎症を起こす。

○医師の処置を受けるまでの救急方法

- ・ 吸入した場合：直ちに患者を毛布等にくるんで安静にさせ、新鮮な空気の場所に移す。
呼吸困難又は呼吸が停止しているときは直ちに人工呼吸を行う。
- ・ 皮膚に触れた場合：直ちに汚染された衣服やくつを脱がせる。直ちに付着又は接触部を石けん水又は多量の水で十分に洗い流す。
- ・ 眼に入った場合：直ちに多量の水で15分間以上洗い流す。

(4) 注 意 事 項

- ・ 引火しやすく、また、その蒸気は空気と混合して爆発性混合ガスとなるので火気は絶対に近づけない。
- ・ 静電気に対する対策を十分考慮する。
- ・ パラキシレンの凝固点は13.26℃なので冬期には固結することがある。

(5) 保 護 具

保護眼鏡、保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、有機ガス用防毒マスク

塩 酸

別名：HCl a q

劇物（塩化水素を含有する製剤。10%を超えるもの）

【性状】 不燃性の無色透明又は淡黄色の液体で、25%以上の濃度のものは発煙性を有する。激しい刺激臭がある。腐食性が強い。強酸性である。

【措置】

(1) 漏 え い 時

風下の人を退避させる。必要があれば水で濡らした手ぬぐい等で口及び鼻を覆う。漏えいした場所の周辺にはロープを張るなどして人の立入りを禁止する。作業の際には必ず保護具を着用する。風下で作業をしない。

(少量) 漏えいした液は土砂等に吸着させて取り除くか、又はある程度水で徐々に希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。

(多量) 漏えいした液は土砂等でその流れを止め、これに吸着させるか、又は安全な場所に導いて遠くから徐々に注水してある程度希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し多量の水を用いて洗い流す。発生するガスは霧状の水をかけ吸収させる。
この場合、濃厚な廃液が河川等に排出されないよう注意する。

(2) 出 火 時

(周辺火災の場合)

速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能の場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。

(3) 暴 露 ・ 接 触 時

○人体に対する影響

- ・吸入した場合：のど、気管支、肺などを刺激し粘膜が侵される。
- ・皮膚に触れた場合：やけど（薬傷）を起こす。
- ・眼に入った場合：粘膜が刺激され、失明することがある。

○救急方法

- ・吸入した場合：直ちに患者を毛布等にくるんで安静にさせ、新鮮な空気のある場所に移し、速やかに医師の手当てを受ける。
- ・皮膚に触れた場合：直ちに付着又は接触部を多量の水で十分に洗い流す。汚染された衣服やくつは速やかに脱がせる。速やかに医師の手当てを受ける。
- ・眼に入った場合：直ちに多量の水で15分間以上洗い流し、速やかに医師の手当てを受ける。

(4) 注 意 事 項

- ・大部分の金属、コンクリート等を腐食する。
- ・塩酸は爆発性でも引火性でもないが、各種の金属を腐食して水素ガスを発生し、これが空気と混合して引火爆発することがある。
- ・直接中和剤を散布すると発熱し、酸が飛散することがある。

(5) 保 護 具 保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、保護眼鏡、酸性ガス用防毒マスク

トルエン

別名：トルオール
C₆H₅CH₃
劇物：(トルエン)

【性状】無色透明の液体で芳香がある。蒸気は空気より重く引火しやすい。
引火点4℃、爆発範囲1.2～7.1%、沸点110.6℃、比重0.866。水にほとんど溶けない。

【措置】

(1) 漏 え い 時

風下の人を退避させる。漏えいした場所の周辺にはロープを張るなどして人の立入りを禁止する。付近の着火源となるものを速やかに取り除く。作業の際には必ず保護具を着用する。風下で作業をしない。

(少量) 漏えいした液は、土砂等に吸着させて空容器に回収する。

(多量) 漏えいした液は、土砂等でその流れを止め、安全な場所に導き、液の表面を泡で覆いできるだけ空容器に回収する。

(2) 出 火 時

(周辺火災の場合)

速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能の場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。

(着火した場合)

初期の火災には粉末、二酸化炭素、乾燥砂等を用いる。大規模火災の際には、泡消火剤等を用いて空気をしゃ断することが有効である。爆発のおそれがあるときは付近の住民を退避させる。消火作業の際には必ず保護具を着用する。

(消火剤) 粉末、二酸化炭素、乾燥砂、泡

(3) 暴 露 ・ 接 触 時

○人体に対する影響

- ・吸入した場合：はじめ短時間の興奮期を経て、深い麻酔状態に陥ることがある。
- ・皮膚に触れた場合：皮膚を刺激し、皮膚からも吸収され、吸入した場合と同様の中毒症状を起こすことがある。
- ・眼に入った場合：粘膜を刺激して炎症を起こす。

○医師の処置を受けるまでの救急方法

- ・吸入した場合：直ちに患者を毛布等にくるんで安静にさせ、新鮮な空気の場所に移す。呼吸困難又は呼吸が停止しているときは直ちに人工呼吸を行う。
- ・皮膚に触れた場合：直ちに汚染された衣服やくつを脱がせる。直ちに付着又は接触部を石けん水又は多量の水で十分に洗い流す。
- ・眼に入った場合：直ちに多量の水で15分間以上洗い流す。

(4) 注 意 事 項

- ・引火しやすく、また、その蒸気は空気と混合して爆発性混合ガスとなるので火気は絶対に近づけない。
- ・静電気に対する対策を十分に考慮する。
- ・常温で容器上部空間の蒸気濃度が爆発範囲に入っているので取扱いに注意する。

(5) 保 護 具

保護眼鏡、保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、有機ガス用防毒マスク

アンモニア水

別名：

$\text{NH}_3 \text{ a q}$

劇物（アンモニアを含有する製剤。10%を超えるもの）

【性状】 無色の液体で息詰まるような刺激臭がある。アルカリ性である。水と混和する。

【措置】

(1) 漏 え い 時

風下の人を退避させる。必要があれば水で濡らした手ぬぐい等で口及び鼻を覆う。漏えいした場所の周辺にはロープを張るなどして人の立入りを禁止する。作業の際には必ず保護具を着用する。風下で作業をしない。

(少量) 漏えい箇所は濡れむしろ等で覆い遠くから多量の水をかけて洗い流す。

(多量) 漏えいした液は土砂等でその流れを止め、安全な場所に導いて遠くから多量の水をかけて洗い流す。

この場合、濃厚な廃液が河川等に排出されないよう注意する。

(2) 出 火 時

(周辺火災の場合)

速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能の場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。

(3) 暴 露・接 触 時

○人体に対する影響

- ・吸入した場合：激しく鼻やのどを刺激し、長時間吸入すると肺や気管支に炎症を起こす。
高濃度のガスを吸うと喉（こう）頭けいれんを起こすので極めて危険である。
- ・皮膚に触れた場合：やけど（薬傷）を起こす。
- ・眼に入った場合：結膜や角膜に炎症を起こし、失明する危険性が高い。

○医師の処置を受けるまでの救急方法

- ・吸入した場合：直ちに患者を毛布等にくるんで安静にさせ、新鮮な空気のある場所に移し速やかに医師の手当てを受ける。呼吸が停止している時は直ちに人工呼吸を行う。呼吸困難のときは酸素吸入を行う。
- ・皮膚に触れた場合：直ちに付着又は接触部を多量の水で15分間以上洗い流す。汚染された衣服やくつは速やかに脱がせる。速やかに医師の手当てを受ける。

(4) 注 意 事 項

アンモニア水は温度の上昇により空気より軽いアンモニアガスを発生する。

(5) 保 護 具

保護手袋（ゴム）、保護長ぐつ（ゴム）、保護衣、保護眼鏡、アンモニア用防毒マスク

メタノール

別名：メチルアルコール

CH₃OH

劇物：(メタノール)

【性状】無色透明な液体で、特異な香気がある。蒸気は空気より重く引火しやすい。引火点 11℃、空気と混合して爆発性混合ガスを形成する。爆発範囲 6.7～36.5 v/v%、沸点 64.65℃、比重 0.7914。水に任意の割合で混和する。

【措置】

(1) 漏 え い 時

風下の人を退避させる。漏えいした場所の周辺にはロープを張るなどして人の立入りを禁止する。付近の着火源となるものを速やかに取り除く。作業の際には必ず保護具を着用する。風下で作業をしない。

(少量) 漏えいした液は多量の水で十分に希釈して洗い流す。

(多量) 漏えいした液は土砂等でその流れを止め、安全な場所に導き、多量の水で十分に希釈して洗い流す。この場合、濃厚な廃液が河川等に排出されないように注意する。

(2) 出 火 時

(周辺火災の場合)

速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能の場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。容器が火災に包まれた場合は爆発のおそれがあるので、近寄らない。

(着火した場合)

多量の水、粉末、二酸化炭素等を用いて消火する。爆発のおそれがあるときは付近の住民を退避させる。消火作業の際には必ず保護具を着用する。

(消火剤)

水、粉末、二酸化炭素、泡 (アルコール用)

(3) 暴 露 ・ 接 触 時

○人体に対する影響

- ・吸入した場合：濃厚な蒸気を吸入すると酩酊、頭痛、眼のかすみ等の症状を呈し、さらに高濃度の時はこん睡を起こす。
- ・皮膚に触れた場合：粘膜を刺激し、くり返し触れていると皮膚炎を起こす。皮膚からも吸収され、吸入した場合と同様の症状を起こすことがある。
- ・眼に入った場合：粘膜を刺激する。

○医師の処置を受けるまでの救急方法

- ・吸入した場合：直ちに患者を毛布等にくるんで安静にさせ、新鮮な空気のある場所に移す。呼吸困難又は呼吸が停止しているときは直ちに人工呼吸を行う。
- ・皮膚に触れた場合：直ちに汚染された衣服やくつを脱がせる。直ちに付着又は接触部を多量の水で十分に洗い流す。
- ・眼に入った場合：直ちに多量の水で15分間以上洗い流す。

(4) 注 意 事 項

- ・引火しやすく、又その蒸気は空気と混合して爆発性混合ガスを形成するので火気は絶対に近づけない。
- ・常温で容器上部空間の蒸気濃度が爆発範囲に入っているため取扱いに注意する。
- ・高濃度の蒸気に長期間暴露された場合失明することがある。

(5) 保 護 具

保護眼鏡、保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、有機ガス用防毒マスク

資料編：②大分県毒物劇物危機管理協力連絡会設置要綱等について

大分県毒物劇物危機管理協力連絡会設置要綱

(目的)

第1条 毒物劇物の流出・漏洩等の事故及び災害に伴う被害拡大防止活動は、基本的には原因事業者自ら対処する必要があるが、事故の状況によっては、事業者単独では処理できない場合も想定される。このため、大分県健康危機管理対策本部のもと、関係機関が協力して事故発防止及び事故発生時の被害拡大防止を図るため必要な対策を協力して行うことを目的とし、大分県毒物劇物危機管理協力連絡会（以下「危機管理協力連絡会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 危機管理協力連絡会は、行政機関及び毒物劇物に対する事故処理剤や防護服を保有しておりかつ事故発生時に提供協力が可能な事業者（以下「協力事業者」という。）で組織する。

二 委員は、別表1に掲げる所属団体から適宜選定又は推薦された者をもってあてる。

(任務)

第3条 危機管理協力連絡会は、第1条の目的を達成するため次に掲げる事務を行うものとする。

- 1 関係機関との平常時及び事故発生時の協力要領の策定及びその改訂に関すること。
- 2 危機管理体制整備強化に向けた行動計画の見直しに関すること。
- 3 毒物劇物の保管実態等情報の把握及び共有に関すること。
- 4 毒物劇物危機管理システムに関すること。
- 5 危害発生防止対策及び啓発活動に関すること。

(会長)

第4条 危機管理協力連絡会に会長を置く。

- 二 会長は、大分県福祉保健部薬務室長をもってあてる。
- 三 会長は、危機管理協力連絡会を代表し、会務を総括する。

(会議)

第5条 危機管理協力連絡会の会議は毎年度1回定期的に開催する。

- 二 会議は会長が召集し、会長が議長となる。

(危機管理協力連絡会ブロック会議)

第6条 危機管理協力連絡会ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）の名称及び地域は別表2とする。

- 二 ブロック会議は、地域毎に会則を定める。
- 三 ブロック会議は、必要に応じて開催し、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - 1 地域毎の関係機関との平常時及び事故発生時の協力要領の策定及びその改訂に関するこ

と。

- 2 地域毎の毒物劇物の保管実態等情報の把握及び共有に関すること。
- 3 地域に応じた危害発生防止対策及び啓発活動に関すること。

(庶務)

第7条 危機管理協力連絡会の庶務は、県福祉保健部薬務室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、危機管理協力連絡会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年10月24日から施行する。

別表 1 (第 2 条第 2 項関係)

大分県毒物劇物危機管理協力連絡会所属団体名簿

所 属 団 体 名	備 考 欄	
事業所代表者	三和酒類 (株)	(北部ブロック)
	大分キャノン (株) 本社 安岐事業所	(東部ブロック)
	住友化学 (株) 大分工場	(中部ブロック)
	新日本製鐵 (株) 大分製鐵所	(中部ブロック)
	川澄化学工業 (株) 三重工場	(豊肥ブロック)
	(株) 興人佐伯工場	(南部ブロック)
	サッポロビール (株) 新九州工場	(西部ブロック)
行 政 機 関	県警察本部生活安全部生活環境課	
	生活環境部防災危機管理課	
	大分市消防局	
	大分市保健所	
	保健所衛生課長会	
	福祉保健部薬務室	

別表 2 (第 6 条第 1 項関係)

毒物劇物危機管理協力連絡会ブロック会議の名称及び地域は次のとおりとする。

ブロックの名称	事務局	地域
東部	○東部保健所 東部保健所国東保健部	別府市、国東市、 姫島村、杵築市 日出町
中部	○薬務室 中部保健所 中部保健所由布保健部	大分市、由布市 臼杵市、津久見市
豊肥	○豊肥保健所	豊後大野市 竹田市
南部	○南部保健所	佐伯市
西部	○西部保健所	日田市 九重町 玖珠町
北部	○北部保健所 北部保健所豊後高田保健部	中津市 宇佐市 豊後高田市

資料編：③毒物劇物の流出・漏洩等の事故発生時等の協力要領

毒物劇物の流出・漏洩等の事故発生時等の協力要領

(目的)

- 第1条 この協力要領は、大分県毒物劇物危機管理協力連絡会設置要綱（以下「要綱」という。）
第3条第1号に基づき、関係機関が平常時及び毒物劇物の流出・漏洩等の事故発生時に行う必要な事項を定める。

(関係機関の業務及び管理体制)

- 第2条 関係機関は次に掲げる業務を行う。なお、平常時の管理体制は別図1、事故発生時の管理体制は別図2とする。

- 1 事故発生事業者（毒物劇物営業者、業務上取扱者）の業務
 - ア 事故発生時の関係機関への届出に関する事。
 - イ 事故発生時の応急措置及び事故処理に関する事。
 - ウ 事故による資材等の消耗に伴う補充、修理等の費用の負担に関する事。
- 2 協力事業者の業務
 - ア 事故処理に関する物資及び資材の備蓄、整備に関する事。
 - イ 事故発生時の物資、資材及び毒物劇物処理方法等の検討のための専門的知識の提供に関する事。
- 3 県福祉保健部薬務室、各保健所（保健部）（大分市保健所を除く）の業務
 - ア 事故処理に関する物資及び資材の備蓄、整備の把握に関する事。
 - イ 事故現場及び現場周辺の被害状況等実態の把握に関する事。
 - ウ 事故における関係機関との調整に関する事。
 - エ 通常時における協力事業者への協力要請に関する事。
 - オ 薬務室長が住民への健康被害の発生が予想されると判断した場合の対策本部の設置に関する事。
 - カ 事故発生時の毒物劇物の処理方法の検討に関する事。
 - キ 県防災危機管理課が行う報道対応の補佐に関する事。（毒物劇物に係ることに限る）
 - ク 毒物劇物危機管理システムによる情報検索及び情報提供に関する事。
 - ケ 関係機関との連絡体制の構築に関する事。
- 4 県警察本部生活安全部生活環境課、各警察署の業務
 - ア 毒物劇物の流出、漏洩事故（疑いを含む）を探知した場合の県生活環境部防災危機管理課及び薬務室（保健所・保健部）への通報に関する事。
 - イ 事故現場及び現場周辺の被害状況等実態の把握に関する事。
 - ウ 事故現場及び現場周辺の交通規制、避難誘導に関する事。
 - エ 緊急時における協力事業者への協力要請に関する事。
 - オ 毒物劇物危機管理システムによる情報検索に関する事。
 - カ 関係機関との連絡体制の構築に関する事。

5 県生活環境部防災危機管理課の業務

- ア 毒物劇物の流出、漏洩事故（疑いを含む）を探知した場合の県警察本部生活安全全部生活環境課（各警察署）及び市町村（防災担当課等）への通報に関する事。
- イ 事故現場及び現場周辺の被害状況等実態の把握に関する事。
- ウ 事故における情報管理と県関係行政機関への情報提供に関する事。
- エ 事故における報道対応に関する事。
- オ 毒物劇物危機管理システムによる情報検索に関する事。
- カ 関係機関との連絡体制の構築に関する事。

6 市町村（防災担当課等）の業務

- ア 毒物劇物の流出、漏洩事故（疑いを含む）を探知した場合の県生活環境部防災危機管理課への通報に関する事。
- イ 事故における情報管理と市町村関係行政機関への情報提供に関する事。
- ウ 事故現場及び現場周辺の被害状況等実態の把握に関する事。
- エ 住民の生命・身体に危険が及ぶと判断したときは、その地域の住民に対して、次のような避難措置を講ずる。
また、その際には、避難すべき理由、避難の経路及び避難先等を明らかにする。
①事前避難（勧告）②緊急避難（指示）③警戒区域の設定
- オ エの避難措置については、各市町村で定める地域防災計画あるいは国民保護計画に準ずる。
- カ 関係機関との連絡体制の構築に関する事。

7 大分市保健所の業務

- ア 事故処理に関する物資及び資材の備蓄、整備の把握に関する事。
- イ 事故現場及び現場周辺の被害状況等実態の把握に関する事。
- ウ 事故発生時の毒物劇物の処理方法の検討に関する事。
- エ 県防災危機管理課が行う報道対応の補佐に関する事。（毒物劇物に係ることに限る）
- オ 関係機関との連絡体制の構築に関する事。

8 消防局・各消防本部の業務

- ア 毒物劇物の流出、漏洩事故（疑いを含む）を探知した場合の薬務室（保健所・保健部）及び市町村（防災担当課等）への通報に関する事。
 - イ 事故現場及び現場周辺の被害状況等実態の把握に関する事。
 - ウ 事故現場及び現場周辺の火災の防御等の応急措置、負傷者の救出救護に関する事。
 - エ 緊急時における協力事業者への協力要請に関する事。
 - オ 関係機関との連絡体制の構築に関する事。
- 二 通報を受けた行政機関は、別紙様式1により、受理し、関係機関に情報提供すること。
なお、情報提供の際には、可能な限り毒物劇物に係るMSDS（化学物質安全データシート）を提供する。

（毒物劇物危機管理システム）

第3条 要綱第3条第4号の毒物劇物危機管理システムとは、県内の毒物劇物営業者及び業務上取扱者について、その毒物劇物の保管状況等に関する次に掲げる情報を一元的に保有管理し、

データベース化したシステムとする。

1 毒物劇物の保管状況等に関する情報

ア 事業所の名称、所在地

イ 保管、運搬している毒物劇物の名称や量

ウ 緊急時の連絡先

エ 保有する事故処理剤、保護具等の種類や量

オ 周辺事故発生時の事故処理剤等の物的協力、作業員等の人的協力の可否

2 毒物劇物の流出、漏えい事故等発生時の措置等に関するデータ管理

ア 毒物劇物の種類に応じて、流出、漏えい事故等の発生時に必要とする事故処理剤や保護具等、及び措置方法等に関する情報を管理

3 検索機能

ア 毒物劇物の名称ごとに、保管事業者の情報を検索

イ 流出、漏えい時においては、必要な事故処理剤等を検索することにより、その提供可能な協力事業者の情報を検索

二 毒物劇物危機管理システムは県福祉保健部薬務室（管轄保健所を含む。）、県警察本部生活安全部生活環境課、県生活環境部防災危機管理課で利用可能とする。なお、利用可能な関係行政機関を別表1とする。

三 毒物劇物危機管理システムによる情報の提供については、原則として県福祉保健部薬務室（管轄保健所を含む。）が行う。

（協力活動の要請等）

第4条 協力事業者への協力活動の要請は、県福祉保健部薬務室（管轄保健所を含む。）、警察本部生活安全部生活環境課（管轄警察署を含む。）、県生活環境部防災危機管理課並びに市町村（防災担当課等）及び各消防局・消防本部の関係行政機関が事故現場及び現場周辺の被害状況等の実態を把握し、協議の上、原則として薬務室（管轄保健所を含む。）が行う。

なお、緊急の場合は、警察本部生活安全部生活環境課（各警察署）又は各消防局・消防本部が行うことができる。

二 行政機関からの協力事業者に対する協力要請については、電話で協力要請した後に、県薬務室については、別紙様式2により、警察機関又は消防機関については、別紙様式3により文書にて要請する。

なお、協力要請の際には、可能な限り毒物劇物に係るMSDS（化学物質安全データシート）を提供する。

三 事故発生時に行政機関からの協力要請により協力した事業者については、別紙様式4により行政機関に報告すること。

(協力活動の範囲)

第5条 協力事業所が毒物劇物の流出・漏洩等の事故発生時に行う協力活動の範囲は次による。

- 1 協力活動の対象となる地域は、原則として当該事業所のブロック内の地域とする。
ただし、行政関係機関から特に要請を受けたときはこの限りでない。
- 2 協力活動の内容は、原則として物資及び資材の提供とする。

(協力事業者の協力活動)

第6条 協力事業者の協力活動は、次のとおりとする。

- 1 協力事業者は平常時から協力活動を行うにあたり、提供できる資材等の種類、量及び協力者数等協力できる範囲を把握し、協体制度の整備に努めること。
また、薬務室（管轄保健所を含む。）はその協力範囲の把握を行うこと。
- 2 行政関係機関からの協力要請があった場合は、協力事業者は協力活動に努める。
- 3 協力事業者は自社のみで資材等を運搬できない場合は、近隣の他の協力事業者と協力して対応するよう努める。
- 4 協力事業者は事故現場では、関係行政機関の指示に従うこと。
- 5 協力事業者は協力活動が終了次第、提供した資材等の種類、量及び協力者数等について、行政機関（原則として薬務室）に報告する。

(資材等の費用負担)

第7条 協力事業者が協力活動によって生じた資材等の消耗に伴う補充、修理等の費用は、原則として、事故発生事業者が負担するものとする。

(協力事項の改訂、廃止)

第8条 この協力事項の改訂又は廃止は、大分県毒物劇物危機管理協力連絡会で協議した上で決定する。

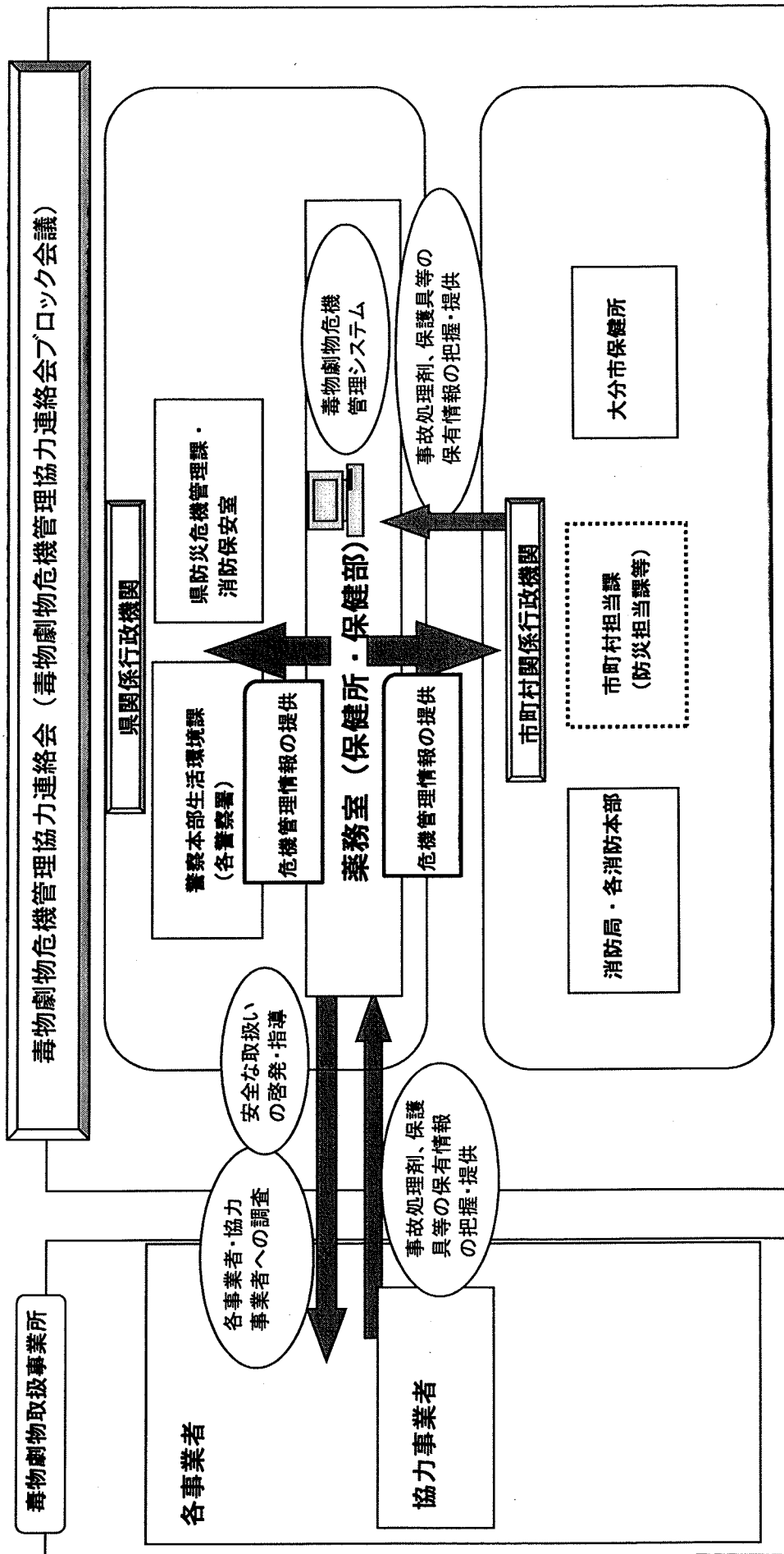
附則

この要領は平成20年3月19日から施行する。

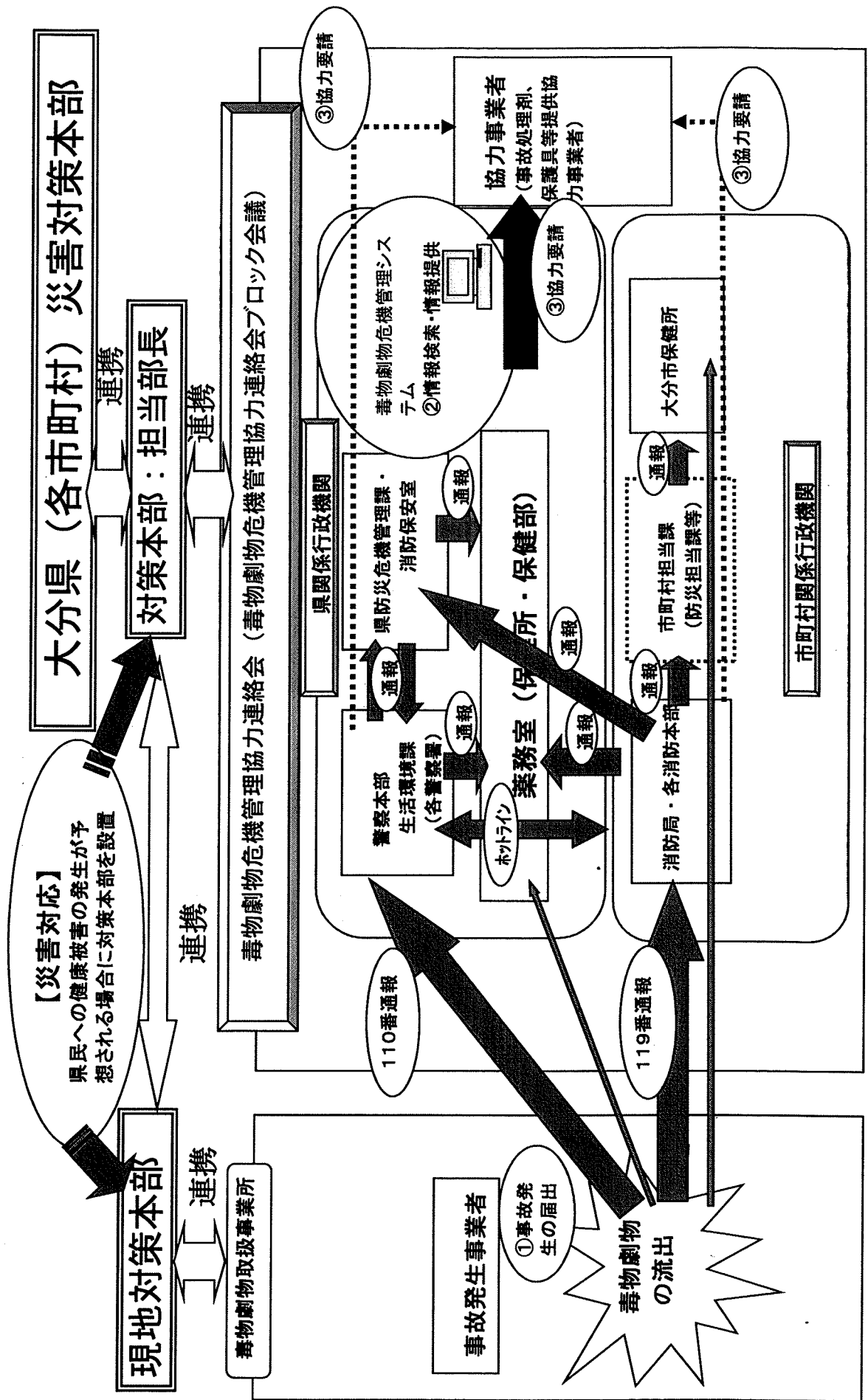
改正

- 1 平成21年 2月25日

別図1 毒物劇物危機管理体制図（平常時）



別図2 毒物劇物危機管理体制図（事故発生時）



※なお、地域防災計画、石油コンビナート防災計画等に基づき対策本部等が設置された場合は、設置された本部体制による対応とする。

毒物劇物に係る事故通報受・発信簿

発信日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分				
通 報 者	所 属		受 信 者	所 属	
	氏 名			氏 名	
	連絡先 (TEL)			連絡先 (TEL)	
事 故 発生場所	①事業所内で発生した場合		事 故 発生日時	平成 年	
	事業所名： 住 所：			月 日	
	②運搬途中における公道で発生した場合			午前・午後	
	発生住所： (道路名) <input type="checkbox"/> 大分自動車道 <input type="checkbox"/> 国 道 上り <input type="checkbox"/> 県 道 号線 ・ <input type="checkbox"/> その他 下り			時 分	
現在の状況	(流出又は漏洩した物質名、被害状況等を記載すること)				
そ の 他					

<公印省略>

薬務第 号
平成〇〇年〇月〇日

協力事業者 殿

大分県福祉保健部薬務室長

毒物劇物の流出、漏洩事故等に伴う協力要請について

上記のことについて、下記の場所にて流出、漏洩事故が発生しているため、至急資材の提供方よろしくお願ひします。

なお、協力活動が終了次第、提供した資材等の種類、量及び協力者数等について、別紙協力事項報告書により当室まで報告してください。(ファクシミリ可)

記

- 1 事故発生場所
- 2 事故の概要
- 3 提供して頂きたい資材の種類とその量
- 4 資材等の運搬先（地図等ではっきり明記すること）
- 5 現地の連絡先
- 6 注意事項：現地においては関係行政機関の指示に従うこと。

担当： TEL 097-506-2650 FAX 097-506-1828

<公印省略>

〇〇第 号
平成〇〇年〇月〇日

協力事業者 殿

〇〇警察署の長

〇〇消防署の長

毒物劇物の流出、漏洩事故等に伴う協力要請について

上記のことについて、下記の場所にて流出、漏洩事故が発生しているため、至急資材の提供方よろしくお願ひします。

なお、協力活動が終了次第、提供した資材等の種類、量及び協力者数等について、別紙協力事項報告書により当署まで報告してください。(ファクシミリ可)

記

- 1 事故発生場所
- 2 事故の概要
- 3 提供して頂きたい資材の種類とその量
- 4 資材等の運搬先（地図等ではっきり明記すること）
- 5 現地の連絡先
- 6 注意事項：現地においては関係行政機関の指示に従うこと。

担当： TEL FAX

協力事項報告書

協力要請があつた日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分				
協力要請者	所 属		受 信 者	所 属	
	氏 名			氏 名	
	連絡先 (TEL)			連絡先 (TEL)	
協力活動 場所	①事業所内で事故が発生した 場合		協力活動 の時間	平成 年	
	事業所名： 住 所：			月 日	
協力活動 場所	②運搬途中における公道で 事故が発生した場合		協力活動 の時間	午前・午後	
	発生住所： (道路名) <input type="checkbox"/> 大分自動車道 <input type="checkbox"/> 国 道 上り <input type="checkbox"/> 県 道 号線 ・ <input type="checkbox"/> その他 下り			時 分 ～ 時 分	
協力者数					
提供した資 材の種類及 び量	資材名		資材の量		

上記のとおり、協力活動を行いましたので報告します。

年 月 日

住 所
氏 名

印

名 称	所 在 地
県福祉保健部薬務室	大分市大手町3丁目1番1号
東部保健所	別府市大字鶴見字下田井14-1
東部保健所国東保健部	国東市国東町安国寺786-1
中部保健所	臼杵市大字臼杵字洲崎72-34
中部保健所由布保健部	由布市庄内町柿原337-2
南部保健所	佐伯市向島1-4-1
豊肥保健所	豊後大野市三重町市場934-2
西部保健所	日田市田島2-2-5
北部保健所	中津市中央町1-10-42
北部保健所豊後高田保健部	豊後高田市是永町39
県警察本部生活安全部生活環境課	大分市大手町3丁目1番1号
県生活環境部防災危機管理課	大分市大手町3丁目1番1号

資料編：④

各ブロック会議（東部、中部、豊肥、南部、西部、北部）の会則及び事故発生時の連絡、処理体制

大分県毒物劇物危機管理協力連絡会東部ブロック会議会則

(目 的)

第1条 この会議は、大分県毒物劇物危機管理協力連絡会との連携のもと、別府市、杵築市、日出町、国東市及び姫島村地域（以下「東部ブロック」という。）における毒物劇物の流出・漏洩等の事故発生予防並びに事故及び災害の発生時における被害拡大防止を図るため、関係機関が協力して必要な対策を行うことを目的として設置する。

(名 称)

第2条 この会議は、大分県毒物劇物危機管理協力連絡会東部ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）と称する。

(組 織)

第3条 ブロック会議は、東部ブロック内の、毒物劇物に対する事故処理剤、防護服等を保有しており、かつ、事故発生時に提供協力が可能な事業者（以下「協力事業者」という。）及び行政機関で組織する。

2 委員は、別表に掲げる協力事業者及び行政機関から選定又は推薦された者をもって充てる。

(会 長)

第4条 ブロック会議に会長を置き、大分県東部保健所衛生課長をもって充てる。

2 会長は、ブロック会議を代表し、会務を総括する。

(会 議)

第5条 ブロック会議は、会長が必要に応じて召集し、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 東部ブロック内の関係機関との事故発生時の連絡、処理体制の整備に関すること。

(2) 東部ブロック内の毒物劇物の保管実態等情報の把握及び共有に関すること。

(3) 東部ブロックの特性に応じた危害発生防止対策及び啓発活動に関すること。

2 ブロック会議は、会長が議長となる。

(庶 務)

第6条 ブロック会議の庶務は、大分県東部保健所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ブロック会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

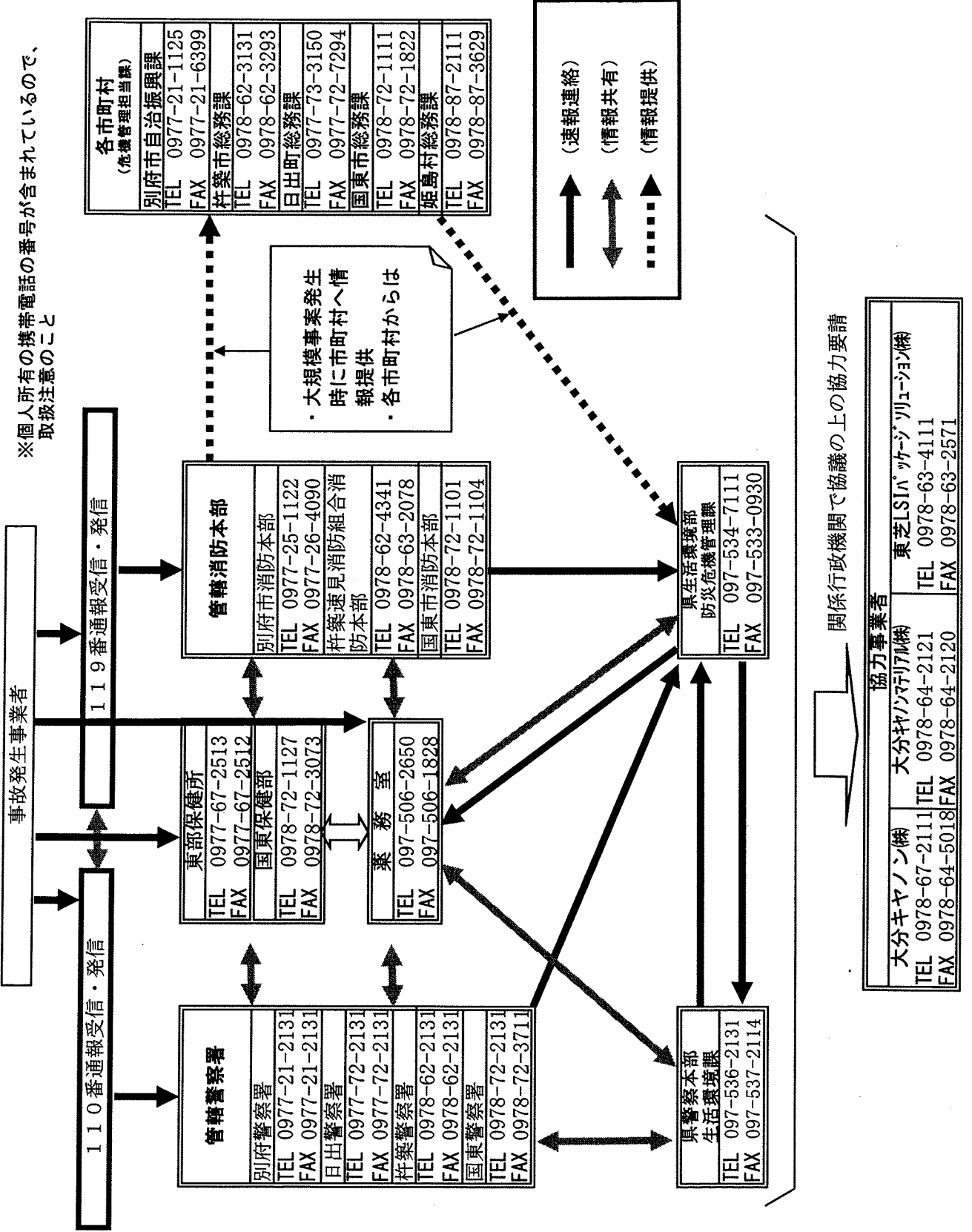
附 則

この要綱は、平成20年7月10日から施行する。

別表 1 (第 3 条第 2 項関係)

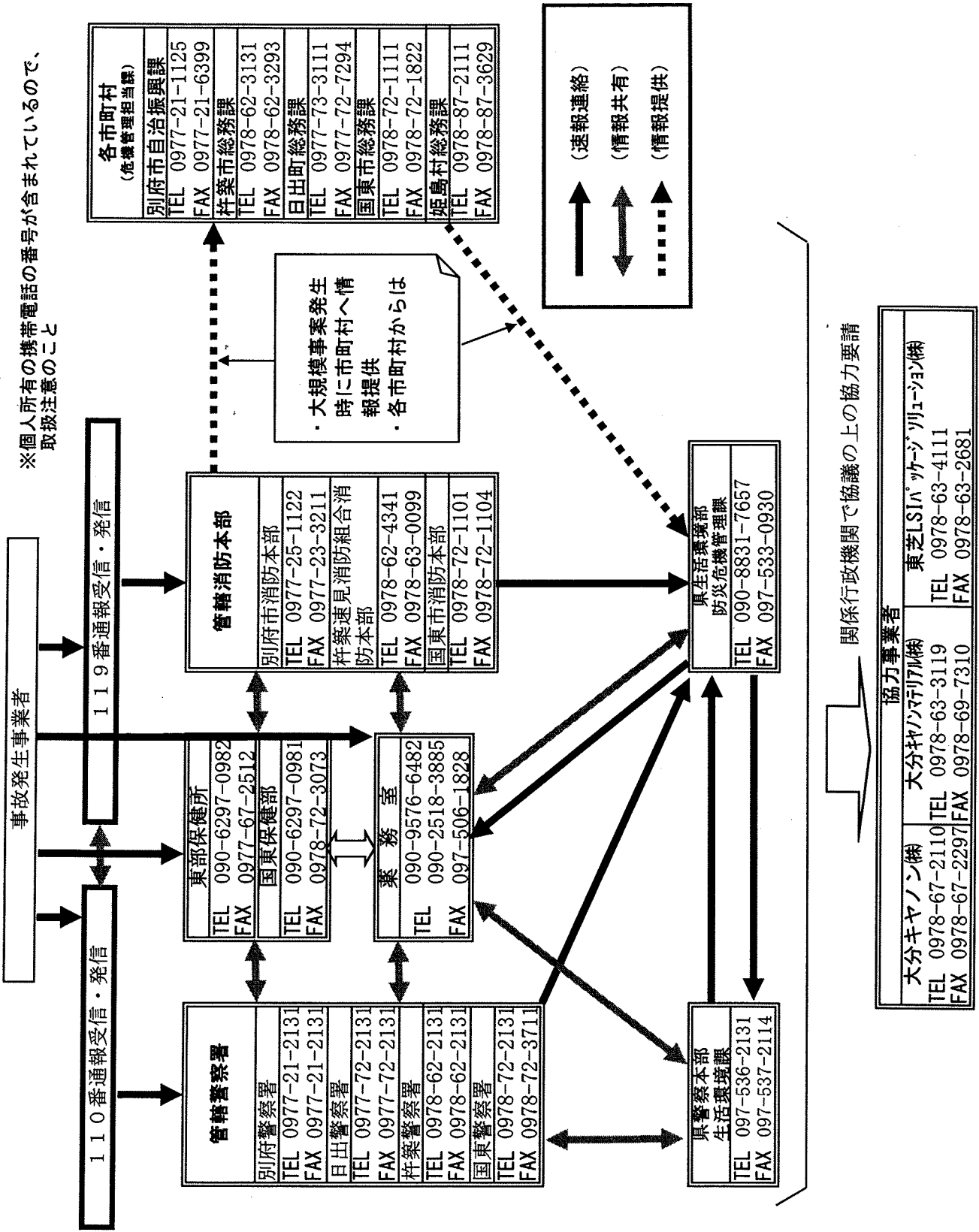
協 力 事 業 者	大分キャノン株式会社本社安岐事業所	
	大分キャノンマテリアル株式会社杵築事業所	
	東芝 L S I パッケージソリューション株式会社	
	大分事業所杵築地区	
行 政 機 関	市 町 村	別府市
		杵築市
		国東市
		姫島村
		日出町
	警 察 署	別府警察署
		日出警察署
		杵築警察署
		国東警察署
	消 防	別府市消防本部
		杵築速見消防組合消防本部
		国東市消防本部
	県	東部保健所
		東部保健所国東保健部

東部ブロック毒物劇物の流出、漏洩事故時の連絡、処理体制 【通常時】



関係行政機関で協議の上の協力要請

東部ブロック毒物劇物の流出、漏洩事故時の連絡、処理体制 【休日、夜間等緊急時】



大分県毒物劇物危機管理協力連絡会中部ブロック会議会則

(目 的)

第1条 本ブロック会議は、毒物劇物危機管理協力連絡会との連携のもと、毒物劇物の事故発生予防及び事故発生時の被害拡大防止を図るため、大分市、臼杵市、津久見市及び由布市地域（以下「中部ブロック」という。）における毒物劇物の流出・漏洩等の事故及び災害に伴う被害拡大防止活動を関係機関が協力して必要な対策を行うことを目的として設置する。

(名 称)

第2条 本ブロック会議は、大分県毒物劇物危機管理協力連絡会中部ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）と称する。

(組 織)

第3条 ブロック会議は、中部ブロック内の行政機関及び毒物劇物に対する事故処理剤や防護服を保有しておりかつ事故発生時に提供協力が可能な事業者で組織する。

二 委員は、別表1に掲げる所属団体から適宜選定又は推薦された者をもってあてる。

(会 長)

第4条 ブロック会議に会長を置く。

二 会長は、福祉保健部薬務室長をもってあてる。

三 会長は、ブロック会議を代表し、会務を総括する。

(会 議)

第5条 ブロック会議は、会長が必要に応じて召集し、次に掲げる事項を協議するものとする。

1 中部ブロック内の関係機関との事故発生時の連絡、処理体制の整備に関すること。

2 中部ブロック内の毒物劇物の保管実態等情報の把握及び共有に関すること。

3 中部ブロックに応じた危害発生防止対策及び啓発活動に関すること。

二 ブロック会議は会長が議長となる。

(庶務)

第6条 ブロック会議の庶務は、福祉保健部薬務室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ブロック会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

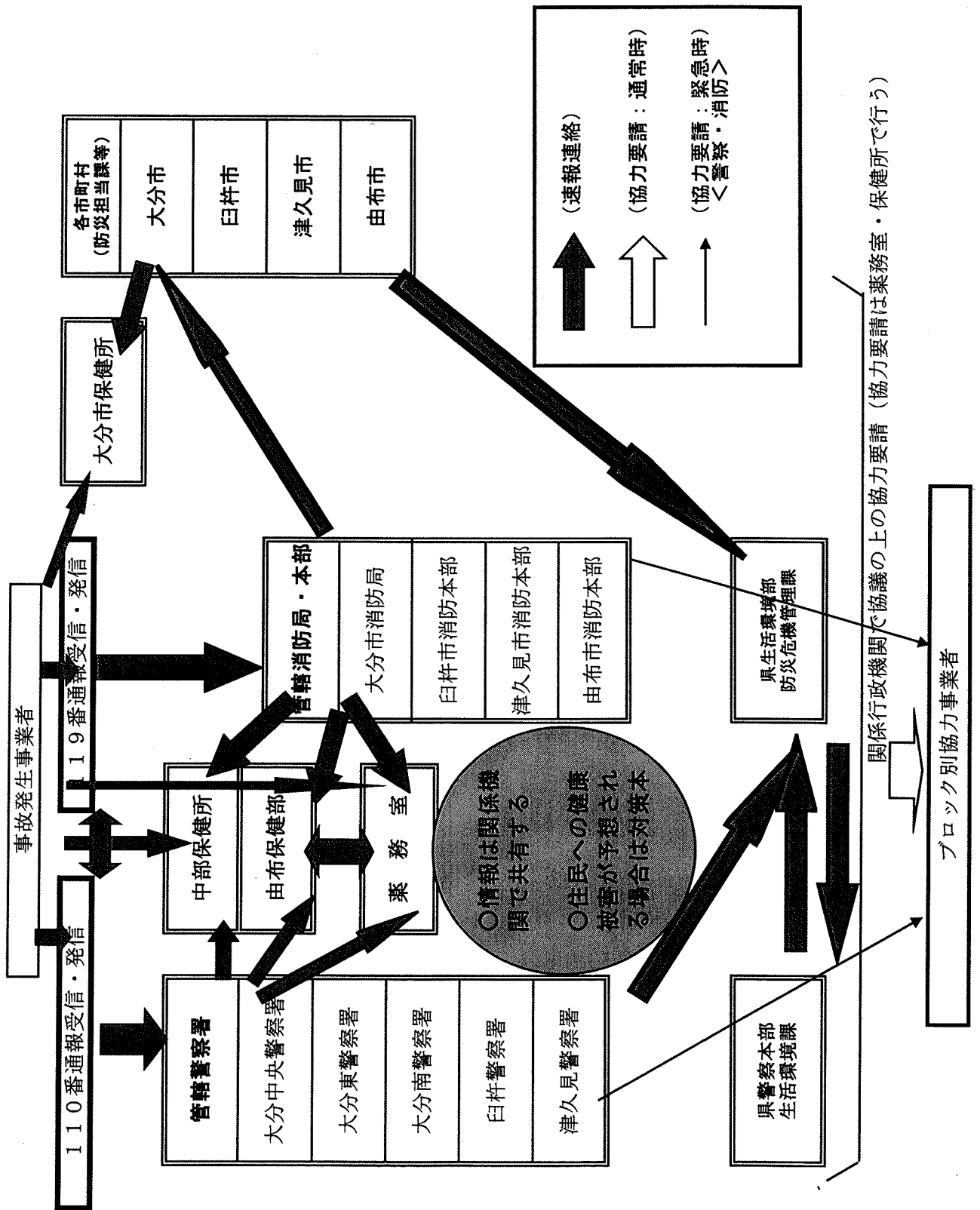
この要綱は、平成20年 5月27日から施行する。

別表 1 (第 3 条第 2 項関係)

大分県毒物劇物危機管理協力連絡会中部ブロック会議所属団体名簿

所 属 団 体 名	
事業所代表者	住友化学(株)大分工場 (大分市)
	新日本製鐵(株)大分製鐵所 (大分市)
	仲谷マイクロデバイス(株) (臼杵市)
	古手川産業(株) (津久見市)
	(株)クロレラ本社 (由布市)
行政機関	市 町 村 大分市 大分市保健所 臼杵市 津久見市 由布市
	警察署 大分中央警察署 大分東警察署 大分南警察署 臼杵警察署 津久見警察署
	消防局・本部 大分市消防局 臼杵市消防本部 津久見市消防本部 由布市消防本部
	県 生活環境部防災危機管理課 中部保健所 中部保健所由布保健部 福祉保健部薬務室

中部ブロック毒物劇物の流出、漏洩事故時の連絡、処理体制 (連絡先は別添参照)



大分県毒物劇物危機管理協力連絡会中部ブロック連絡先

所 属 名		通常 (TEL・FAX)	緊急 (TEL・FAX)	
事業者 代表者	住友化学 (株) 大分工場	TEL 097-523-1156 FAX 097-523-1121	TEL 097-523-1158 FAX 097-523-1130	
	新日本製鐵 (株) 大分製鐵所	TEL 097-558-2255 FAX 097-553-2477	TEL 097-558-2255 FAX 097-553-2477	
	仲谷マイクロデバイス (株)	TEL 050-3161-4938 FAX 0972-63-3160	TEL 050-3161-4938	
	古手川産業 (株)	TEL 0972-82-1331 FAX 0972-82-3209	TEL 0972-82-1334 FAX 0972-82-2277	
	(株) クロレラ本社	TEL 097-582-2629 FAX 097-582-2817	TEL 097-582-2866 090-1197-8479 FAX 097-582-2866	
	機 関	市	大分市総務課 防災・危機管理室	TEL 097-537-5664 FAX 097-536-1461
大分市保健所			TEL 097-536-2554 FAX 097-532-3105	TEL 097-536-2222 FAX 097-532-3105
臼杵市環境課			TEL 0972-63-1111 FAX 0972-63-1369 TEL 0972-63-3650 (消防署) FAX 0972-62-9588 (＃)	TEL 0972-63-3650 (消防署) FAX 0972-62-9588 (＃)
津久見市 健康推進課			TEL 0972-82-9523 FAX 0972-82-6187 TEL 0972-82-5211 (消防署) FAX 0972-82-9304 (＃)	TEL 0972-82-5211 (消防署) FAX 0972-82-9304 (＃)
由布市防災安全課			TEL 097-582-1111 FAX 097-582-3971	TEL 097-582-1111 FAX 097-582-3971
警察 機 関		大分中央警察署	TEL 097-533-2131 FAX 097-536-0392	TEL 097-533-2131 FAX 097-536-0392
		大分東警察署	TEL 097-527-2131 FAX 097-527-2131	TEL 097-527-2131 FAX 097-527-2131
		大分南警察署	TEL 097-542-2131 FAX 097-542-1993	TEL 097-542-2131 FAX 097-542-1993
		臼杵警察署	TEL 0972-62-2131 FAX 0972-62-2131	TEL 0972-62-2131 FAX 0972-62-2131
		津久見警察署	TEL 0972-82-2131 FAX 0972-82-5768	TEL 0972-82-2131 FAX 0972-82-5768
消 防 機 関		大分市消防局	TEL 097-532-2199 FAX 097-532-7018	TEL 097-532-2187 FAX 097-536-3991
		臼杵市消防本部	TEL 0972-62-2303 FAX 0972-63-3650	TEL 0972-62-2303 FAX 0972-63-3650
		津久見市消防本部	TEL 0972-82-5211 FAX 0972-82-9304	TEL 0972-82-5211 FAX 0972-82-9304
		由布市消防本部	TEL 097-583-1500 FAX 097-583-1655	TEL 097-583-1500 FAX 097-583-1655
県		警察本部 生活環境課	TEL 097-536-2131 FAX 097-537-2114	TEL 097-536-2131 FAX 097-537-2114
		生活環境部 防災危機管理課	TEL 097-534-1711 FAX 097-533-0930	TEL 090-8831-7657 FAX 097-533-0930
		中部保健所	TEL 0972-62-9171 FAX 0972-62-9173	TEL 090-6297-0985
		中部保健所由布保 健部	TEL 097-582-0660 FAX 097-582-0691	TEL 090-6297-0984
		薬務室	TEL 097-506-2650 FAX 097-506-1828	TEL 090-9576-6482 090-2518-3885 FAX 097-506-1828

大分県毒物劇物危機管理協力連絡会豊肥ブロック会議会則

(目 的)

第1条 本ブロック会議は、大分県毒物劇物危機管理協力連絡会との連携のもと、竹田市及び豊後大野市地域（以下、「豊肥ブロック」という。）における毒物劇物の事故発生予防及び事故発生時の被害拡大防止を図るため、関係機関が相互に協力して、地域住民の健康被害防止等必要な対策を行うことを目的として設置する。

(名 称)

第2条 本ブロック会議は、大分県毒物劇物危機管理協力連絡会豊肥ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）と称する。

(組 織)

第3条 ブロック会議は、豊肥ブロックの行政機関及び毒物劇物に対する事故処理剤や防護服を保有しており、かつ事故発生時に提供協力が可能な事業者で組織する。

二 委員は、別表1に掲げる所属団体から適宜選定又は推薦された者をもってあてる。

(会 長)

第4条 ブロック会議に会長を置く。

二 会長は、保健所衛生課長をもってあてる。

三 会長は、ブロック会議を代表し、会務を総括する。

(会 議)

第5条 ブロック会議は、会長が必要に応じて召集し、次に掲げる事項を協議するものとする。

1 豊肥ブロック内の関係機関との事故発生時の連絡、処理体制の整備に関すること。

2 豊肥ブロック内の毒物劇物の保管実態等情報の把握及び共有に関すること。

3 豊肥ブロックに応じた危害発生防止対策及び啓発活動に関すること。

二 ブロック会議は会長が議長となる。

(庶務)

第6条 ブロック会議の庶務は、豊肥保健所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ブロック会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

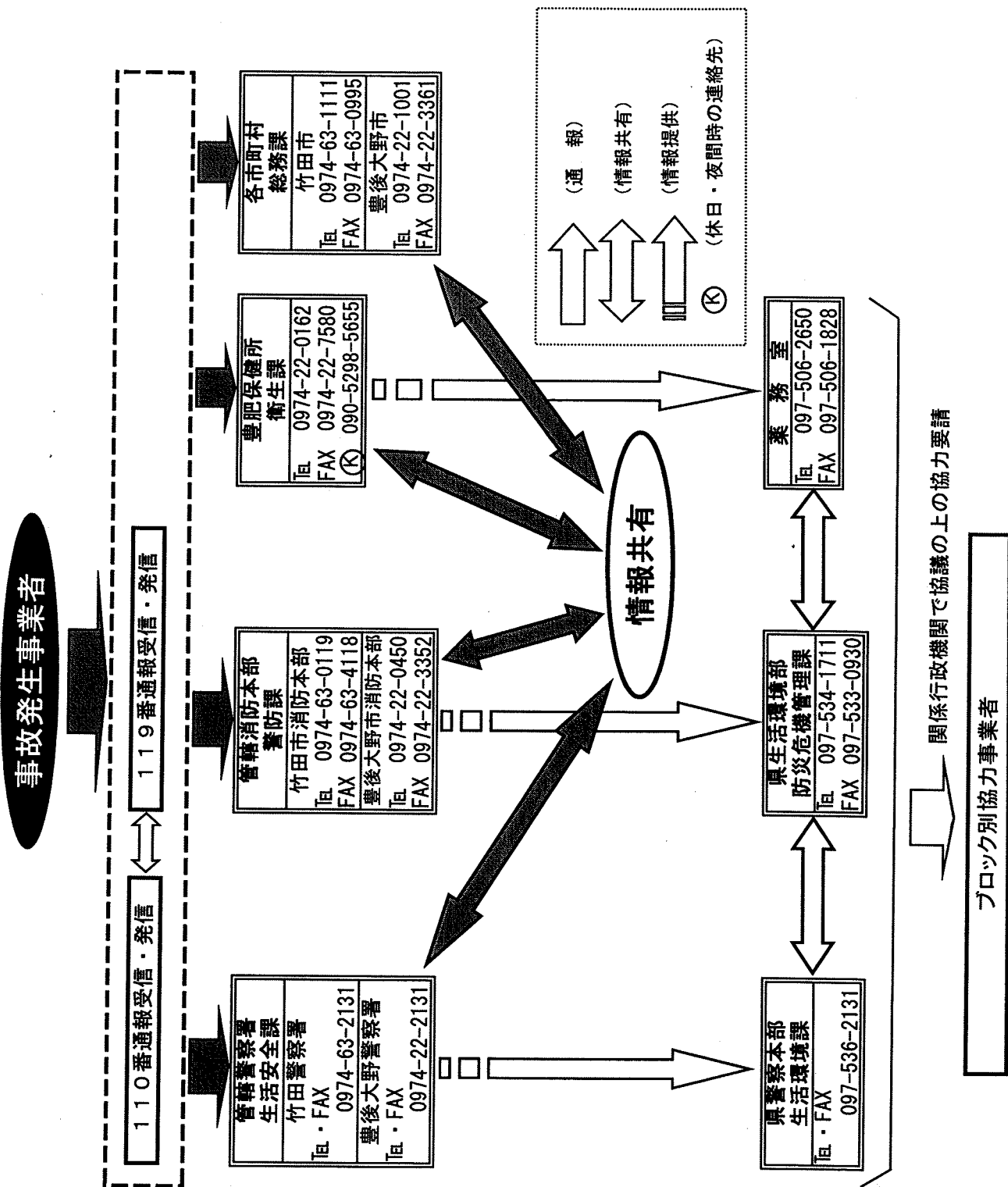
この要綱は、平成20年7月8日から施行する。

別表 1 (第 3 条 第 2 項 関 係)

大分県毒物劇物危機管理協力連絡会豊肥ブロック会議所属団体名簿

所 属 団 体 名	
事業所代表者	川澄化学工業(株)三重工場 (豊後大野市)
	(有)ガンジーハウス (竹田市)
	豊後大野市白鹿浄化センター (豊後大野市)
行政機関	市 町村 竹田市 豊後大野市
	警察署 竹田警察署 豊後大野警察署
	消防本部 竹田市消防本部 豊後大野市消防本部
	県 豊肥保健所

豊肥ブロック毒物劇物の流出、漏洩事故時の連絡、処理体制



大分県毒物劇物危機管理協力連絡会南部ブロック会議会則

(目的)

第1条 本ブロック会議は、毒物劇物危機管理協力連絡会との連携のもと、毒物劇物の事故発生予防及び事故発生時の被害拡大防止を図るため、佐伯市地域(以下「南部ブロック」という。)における毒物劇物の流出・漏洩等の事故及び災害に伴う被害拡大防止活動を関係機関が協力して必要な対策を行うことを目的として設置する。

(名称)

第2条 本ブロック会議は、大分県毒物劇物危機管理協力連絡会南部ブロック会議(以下「ブロック会議」という。)と称する。

(組織)

第3条 ブロック会議は、南部ブロックの行政機関及び毒物劇物に対する事故処理剤や防護服を保有しておりかつ事故発生時に提供協力が可能な事業者で組織する。

二 委員は、別表1に掲げる所属団体から適宜選定又は推薦された者をもってあてる。

(会長)

第4条 ブロック会議に会長を置く。

二 会長は、大分県南部保健所衛生課長をもってあてる。

三 会長は、ブロック会議を代表し、会務を総括する。

(会議)

第5条 ブロック会議は、会長が必要に応じて召集し、次に掲げる事項を協議するものとする。

1 南部ブロック内の関係機関との事故発生時の連絡、処理体制の整備に関すること。

2 南部ブロック内の毒物劇物の保管実態等情報の把握及び共有に関すること。

3 南部ブロックに応じた危害発生防止対策及び啓発活動に関すること。

二 ブロック会議は会長が議長となる。

(庶務)

第6条 ブロック会議の庶務は、南部保健所衛生課において処理する。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、ブロック会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

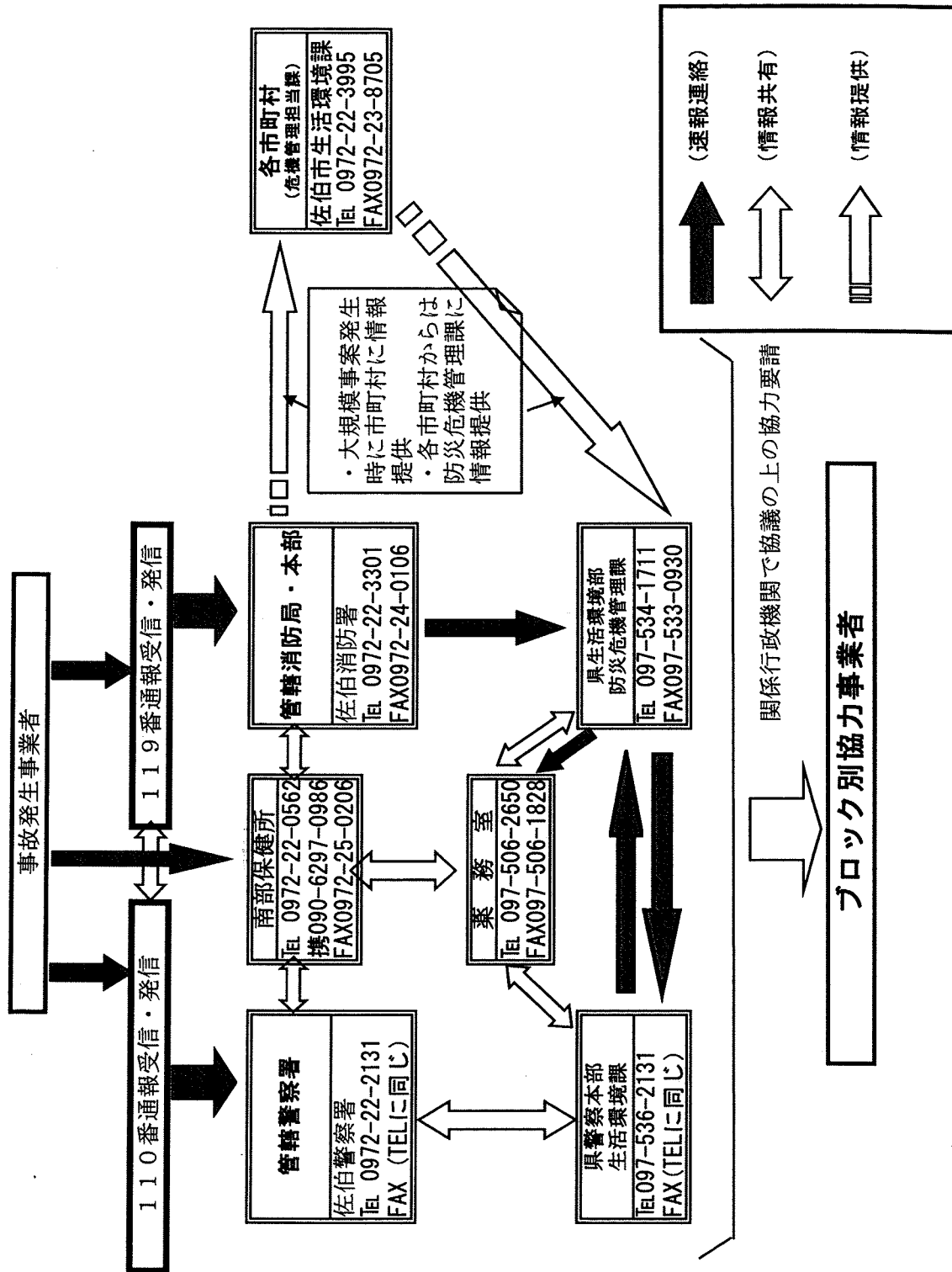
この会則は、平成20年 7月 8日から施行する。

別表 1 (第 3 条第 2 項関係)

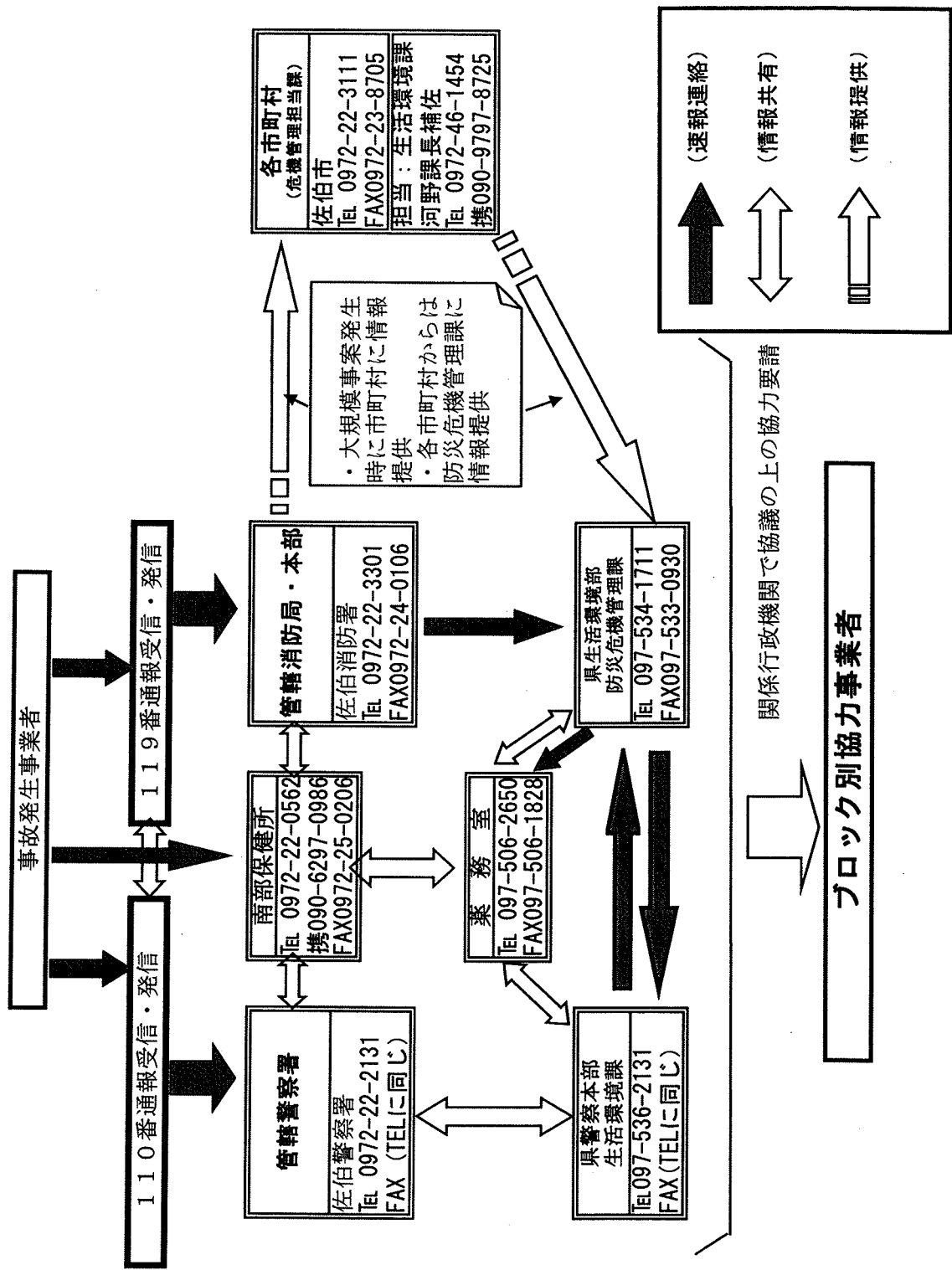
大分県毒物劇物危機管理協力連絡会南部ブロック会議所属団体名簿

所 属 団 体 名	
事 業 所	株式会社興人佐伯工場
	川澄化学工業株式会社弥生工場
	興国物産運送株式会社
行政機関	市町村 佐伯市
	警察署 佐伯警察署
	消防署 佐伯消防署
	県 南部保健所

南部ブロック毒物劇物の流出、漏洩事故時の連絡、処理体制 (通常時)



南部ブロック毒物劇物の流出、漏洩事故時の連絡、処理体制 (休日、夜間等緊急時)



大分県毒物劇物危機管理協力連絡会西部ブロック会議会則

(目的)

第1条 本ブロック会議は、毒物劇物危機管理協力連絡会との連携のもと、毒物劇物の事故発生予防及び事故発生時の被害拡大防止を図るため、日田市、九重町及び玖珠町地域における毒物劇物の流出・漏洩等の事故及び災害に伴う被害拡大防止活動を関係機関が協力して必要な対策を行うことを目的として設置する。

(名称)

第2条 本ブロック会議は、大分県毒物劇物危機管理協力連絡会西部ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）と称する。

(組織)

第3条 本ブロック会議は、各ブロックの行政機関及び毒物劇物に対する事故処理剤や防護服を保有しており、かつ事故発生時に提供協力が可能な事業者（以下「協力事業者」という。）で組織する。

二 委員は、別表1に掲げる所属団体から適宜選定又は推薦された者をもってあてる。

(会長)

第4条 本ブロック会議に会長を置く。

二 会長は、西部保健所衛生課長をもってあてる。

三 会長は、ブロック会議を代表し、会務を総括する。

(会議)

第5条 本ブロック会議は、会長が必要に応じて召集し、次に掲げる事項を協議するものとする。

1 地域毎の関係機関との事故発生時の連絡、処理体制の整備に関すること。

2 地域毎の毒物劇物の保管実態等情報の把握及び共有に関すること。

3 地域に応じた危害発生防止対策及び啓発活動に関すること。

二 本ブロック会議は会長が議長となる。

(庶務)

第6条 本ブロック会議の庶務は、西部保健所衛生課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本ブロック会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年7月25日から施行する。

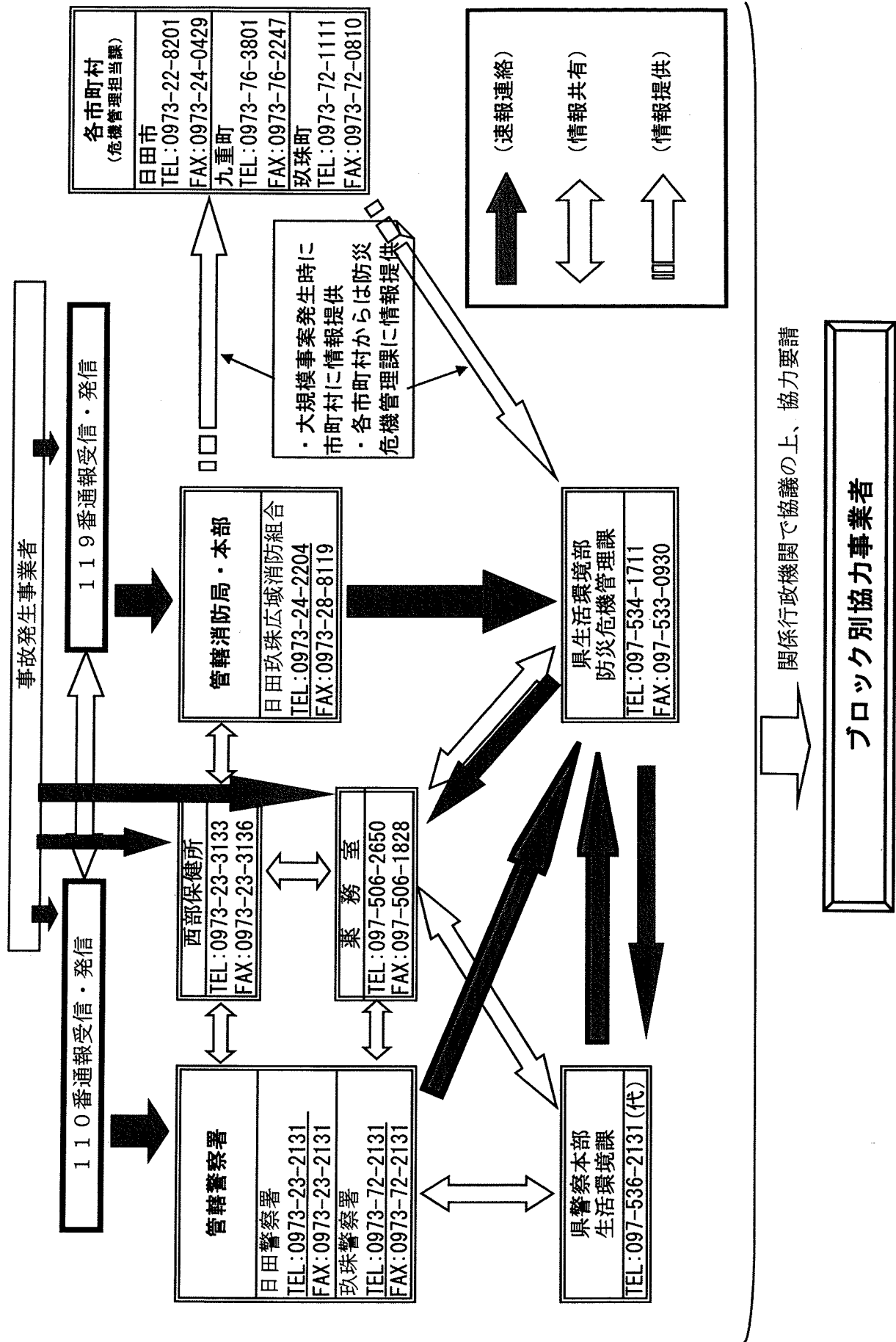
別表 1 (第 3 条第 2 項関係)

大分県毒物劇物危機管理協力連絡会西部ブロック会議所属団体名簿

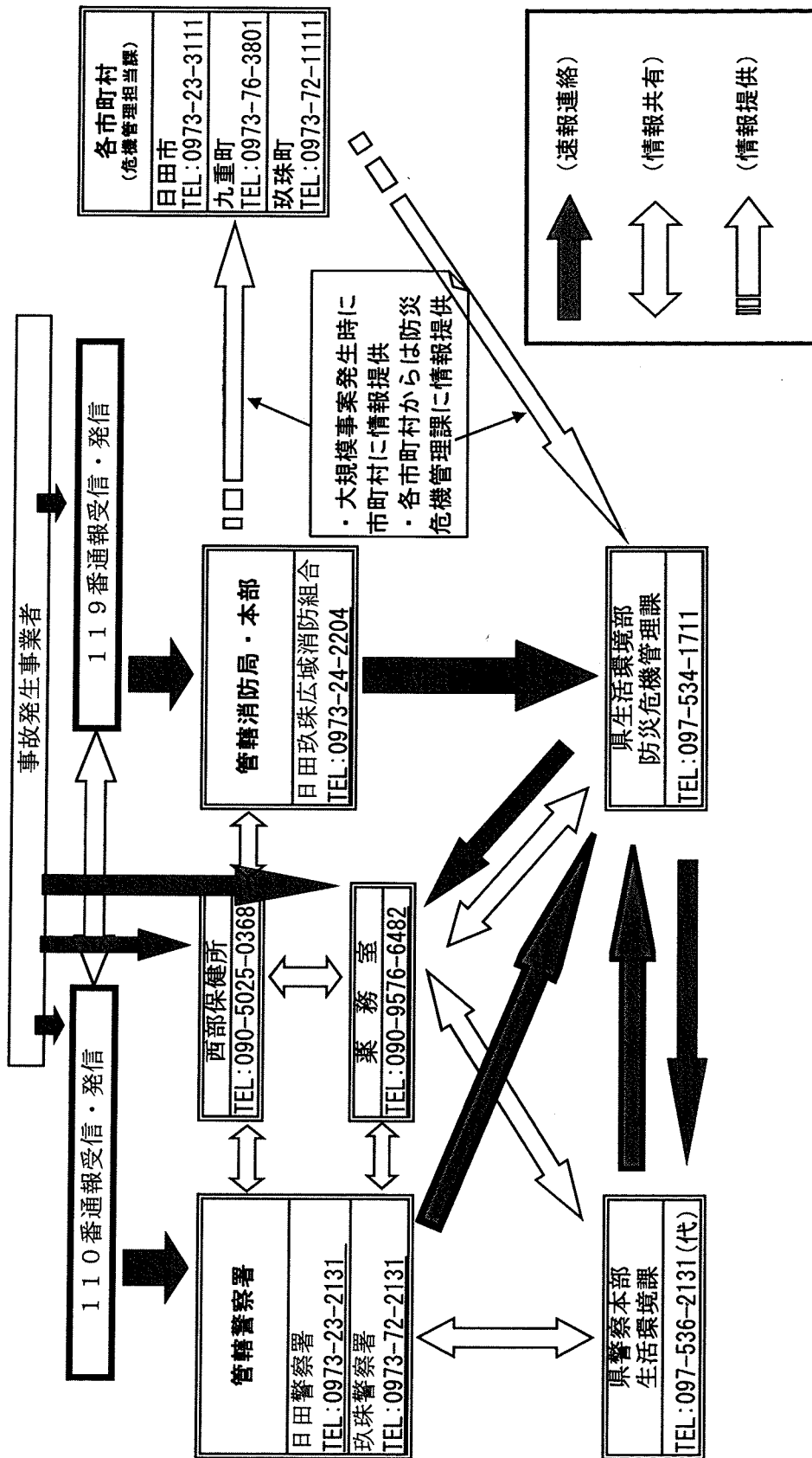
所 属 団 体 名	
事業所代表者	サッポロビール(株)新九州工場※ (日田市)
	TDK(株)三隈川工場 (日田市)
	玖珠工業(株) (玖珠町)
行政機関	市 町 村 日田市 九重町 玖珠町
	警察署 日田警察署 玖珠警察署
	消防本部 日田玖珠広域行政事務組合消防本部
	県 西部保健所

※県協力連絡会所属団体

西部ブロック毒物劇物の流出、漏洩事故時の連絡、処理体制 (通常時)



西部ブロック毒物劇物の流出、漏洩事故時の連絡、処理体制 (休日、夜間等緊急時)



関係行政機関で協議の上、協力要請

ブロック別協力事業者	
パッポロビール(株)新九州工場 担当部署：守衛 TEL:0973-25-1113	TDK(株)三隈川工場 担当部署：保安受付 TEL:0973-27-6100
	玖珠工業(株) なし

大分県毒物劇物危機管理協力連絡会北部ブロック会議会則

(目的)

第1条 本ブロック会議は、毒物劇物危機管理協力連絡会との連携のもと、毒物劇物の事故発生予防及び事故発生時の被害拡大防止を図るため、北部地域（中津市、豊後高田市及び宇佐市）における毒物劇物の流出・漏洩等の事故及び災害に伴う被害拡大防止活動を関係機関が協力して必要な対策を行うことを目的として設置する。

(名称)

第2条 本ブロック会議は、大分県毒物劇物危機管理協力連絡会北部ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）と称する。

(組織)

第3条 本ブロック会議は、行政機関及び毒物劇物に対する事故処理剤や防護服を保有しておりかつ事故発生時に提供協力が可能な事業者（以下「協力事業者」という。）で組織する。

二 委員は、別表1に掲げる所属団体から適宜選定又は推薦された者をもってあてる。

(会長)

第4条 本ブロック会議に会長をおく。

二 会長は、保健所衛生課長をもってあてる。

三 会長は、ブロック会議を代表し、会務を総括する。

(会議)

第5条 本ブロック会議は、会長が必要に応じて招集し、次に掲げる事項を協議するものとする。

1 地域毎の関係機関との事故発生時の連絡、処理体制の整備に関すること。

2 地域毎の毒物劇物の保管実態等情報の把握及び共有に関すること。

3 地域に応じた危害発生防止対策及び啓発活動に関すること。

二 本ブロック会議は会長が議長となる。

(庶務)

第6条 本ブロック会議の庶務は、北部保健所において処理する。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、本ブロック会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

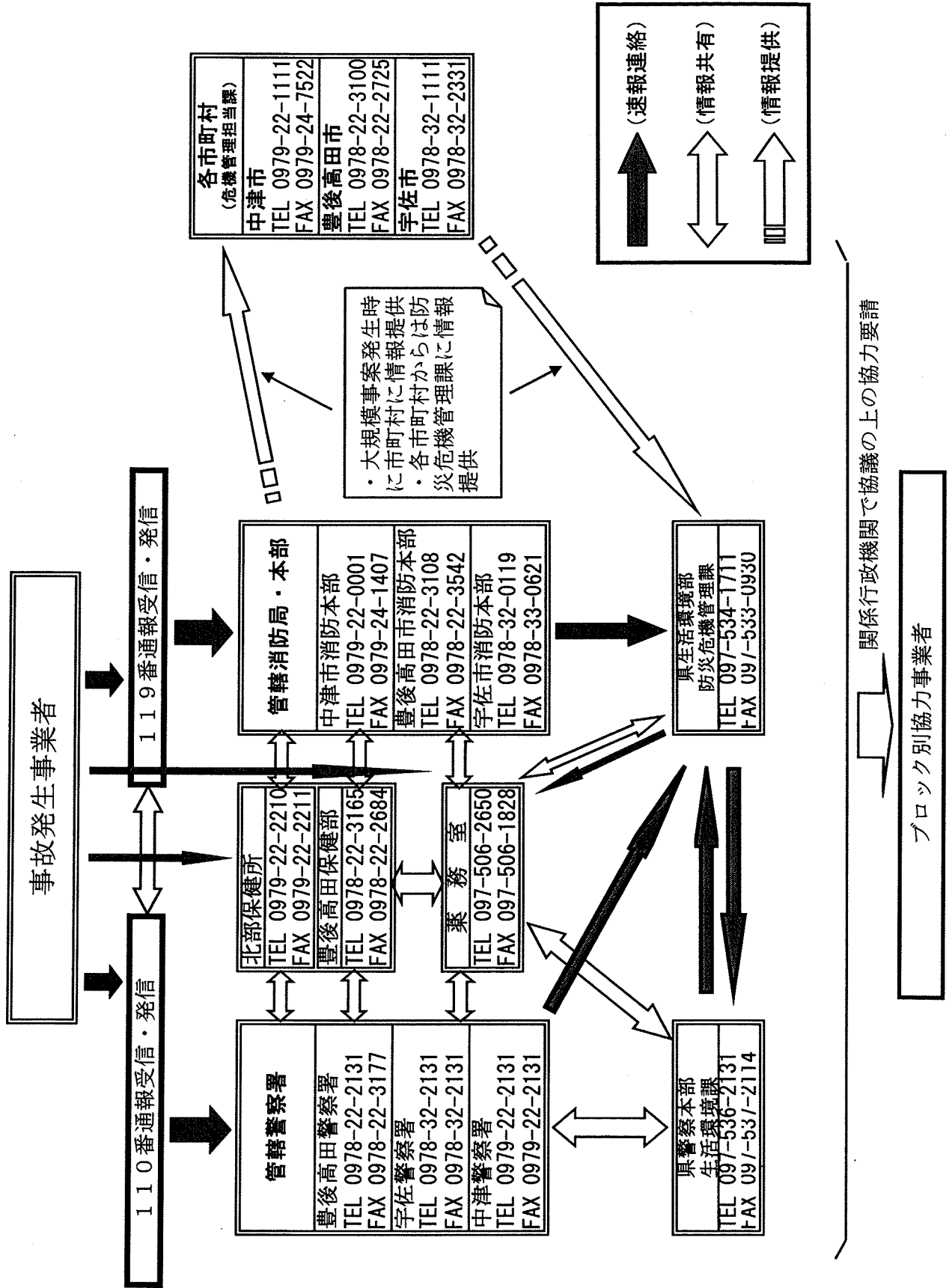
附則

この会則は、平成20年 7月23日から施行する。

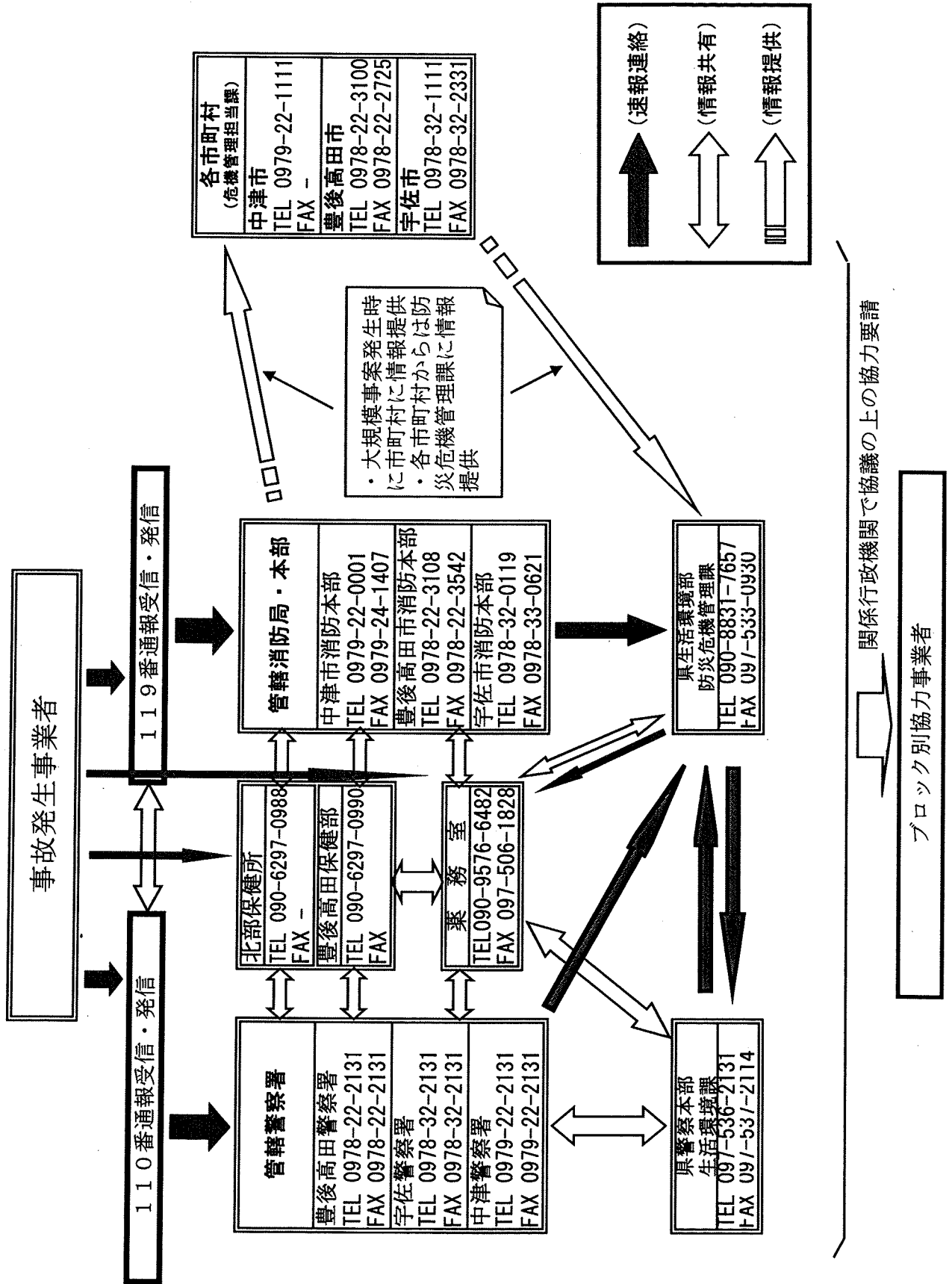
別表 1

所 属 団 体 名	
事業所代表	三和酒類株式会社
	ダイハツ九州株式会社
	D I C九州ポリマ株式会社
	パナソニック C C九州株式会社
行政機関	警察機関（豊後高田警察署、宇佐警察署、中津警察署）
	市町村（中津市、豊後高田市、宇佐市）
	消防機関（中津市消防本部、豊後高田市消防本部、宇佐市消防本部）
	県（北部保健所、豊後高田保健部）

北部ブロック毒物劇物の流出、漏洩事故時の連絡、処理体制 (通常時)



北部ブロック毒物劇物の流出、漏洩事故時の連絡、処理体制 (休日、夜間等緊急時)



資料編：⑤行政機関等連絡一覧

関係機関連絡先一覧

(1) 県福祉保健部薬務室、保健所（保健部）、大分市保健所

名 称	所 在 地	電話番号 FAX 番号
県福祉保健部薬務室	大分市大手町3丁目1番1号	097-506-2650 097-506-1828
東部保健所	別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-2511 0977-67-2512
国東保健部	国東市国東町安国寺786-1	0978-72-1127 0978-72-3073
中部保健所	臼杵市大字臼杵字洲崎72-34	0972-62-9171 0972-62-9173
由布保健部	由布市庄内町柿原337-2	097-582-0660 097-582-0691
南部保健所	佐伯市向島1-4-1	0972-22-0562 0972-25-0206
豊肥保健所	豊後大野市三重町市場934-2	0974-22-0162 0974-22-7580
西部保健所	日田市田島2-2-5	0973-23-3133 0973-23-3136
北部保健所	中津市中央町1-10-42	0979-22-2210 0979-22-2211
豊後高田保健部	豊後高田市是永町39	0978-22-3165 0978-22-2684
大分市保健所	大分市長浜町2-13-29（～20.3.31） 大分市荷揚町6-1（20.4.1～）	097-536-2222 097-532-3250

(2) 県警察本部生活環境課、警察署

名 称	所 在 地	電話 (FAX)
県警察本部生活安全部生活環境課	大分市大手町3丁目1番1号	097-536-2131
大分中央警察署	大分市荷揚町5-6	097-533-2131
大分東警察署	大分市三佐5-2-23	097-527-2131
大分南警察署	大分市大字横瀬2212-1	097-542-2131
別府警察署	別府市餅ヶ浜9-13	0977-21-2131
日出警察署	速見郡日出町大字藤原字友田2277-2	0977-72-2131
杵築警察署	杵築市大字杵築665-465	0978-62-2131
国東警察署	国東市国東町鶴川48-1	0978-72-2131
豊後高田警察署	豊後高田市是永町32-1	0978-22-2131
宇佐警察署	宇佐市大字上田1010-1	0978-32-2131
中津警察署	中津市中央町1-2-10	0979-22-2131
玖珠警察署	玖珠郡玖珠町大字塚脇467	0973-72-2131
日田警察署	日田市田島2-8-1	0973-23-2131
竹田警察署	竹田市大字拝田原221	0974-63-2131
豊後大野警察署	豊後大野市三重町内田1196	0974-22-2131
佐伯警察署	佐伯市常盤東町7-7	0972-22-2131
津久見警察署	津久見市港町1-21	0972-82-2131
臼杵警察署	臼杵市大字臼杵72-61	0972-62-2131

(3) 消防関係機関（県防災危機管理課、各消防局・消防本部）

名 称	所 在 地	電話番号 FAX 番号
県生活環境部防災危機管理課	大分市大手町3丁目1番1号	097-534-1711 097-533-0930
大分市消防局	大分市舞鶴町一丁目1番1号	097-532-2188 097-532-7018
中央消防署	大分市舞鶴町一丁目1番1号	097-532-2108
東消防署	大分市東鶴崎一丁目1番26号	097-527-2721
南消防署	大分市大字市51番地の1	097-586-1230
別府市消防本部	別府市上野口19番27号	0977-25-1122 0977-26-4090
中津市消防本部	中津市大字上宮永364番地	0979-22-0001 0979-22-0134
日田玖珠広域行政事務組合消防本部	日田市玉川3丁目558の2	0973-24-2204 0973-28-8119
玖珠消防署	玖珠郡玖珠町大字大隈字小坪226の5	0973-72-2141
臼杵市消防本部	臼杵市大字臼杵72番地129	0972-62-2303 0972-63-3650
津久見市消防本部	津久見市中央町24番15号	0972-82-5211 0972-82-9304
竹田市消防本部	竹田市大字会々2742番地1	0974-63-0119 0974-63-4118
豊後高田市消防本部	豊後高田市御玉147番地	0978-22-3108 0978-22-3542
杵築速見消防組合消防本部	杵築市大字南杵築268番地1	0978-62-4341 0978-63-2078
宇佐市消防本部	宇佐市大字石田176番地	0978-32-0119 0978-33-0621
国東市消防本部	国東市国東町田深945番地1	0978-72-1101 0978-72-1104
豊後大野市消防本部	豊後大野市三重町市場1200番地	0974-22-0450 0974-22-3352
佐伯市消防本部	佐伯市蟹田7番12号	0972-22-3301 0972-24-0106
由布市消防本部	由布市挾間町鬼瀬17-1	097-583-1500 097-583-1655